

平成24年 月修正案

# 川島町都市計画マスタープラン

平成24年 月

川 島 町

# 目 次

はじめに	1
------	---

1 策定の背景と考え方	1
2 計画体系上の位置づけと活用	2
(1) 都市計画法における位置づけ	2
(2) 川島町のまちづくりにおける位置づけ	3
(3) 都市計画マスタープランの活用	4
3 計画の構成	5
4 計画の期間	6

第1章 まちの現状と課題	7
--------------	---

1 広域的な位置づけ	7
2 町の沿革・現状と特性	8
(1) 沿革	8
(2) 自然的条件	9
(3) 人口動向	13
(4) 土地利用の動向	17
(5) 道路・交通体系	19
(6) 都市施設等	20
3 まちづくりの課題	21
(1) 土地利用	21
(2) 交通体系	22
(3) 水と緑	22
(4) ふるさと景観	22
(5) 生活文化施設	23
(6) その他	23

1	まちづくりの理念と基本目標	24
	(1) まちづくりの理念	24
	(2) 基本方針	25
	(3) 将来フレーム	26
	(4) 町民参加	27
2	将来のまちの構造	28
	(1) まちの構造の考え方	28
	(2) まちの構造	29
	将来都市構造 (図)	31
3	土地利用方針	32
	(1) 土地利用の考え方	32
	(2) 土地利用方針	34
	土地利用構想 (図)	36
4	交通体系の整備方針	37
	(1) 基本的考え方	37
	(2) 交通体系の整備方針	38
	道路・交通網 (図)	39
5	水と緑の整備方針	40
	(1) 基本的考え方	40
	(2) 水と緑の整備方針	40
	水と緑の構想図 (図)	42
6	ふるさと景観の形成方針	43
	(1) 基本的考え方	43
	(2) ふるさと景観の整備方針	43
7	生活文化施設の整備方針	45
	(1) 基本的考え方	45
	(2) 生活文化施設の整備方針	45

## 第3章 地域別構想

47

(1) 地域区分の考え方	47
地域区分図(図)	47
(2) 西部地域整備構想	48
西部地域構想図(図)	49
西部土地利用方針図(図)	50
(3) 東部地域整備構想	51
東部地域構造(図)	53
東部地域土地利用構造図	54

## 第4章 まちの将来像実現のために

55

1 町民参加の推進	55
(1) 地区まちづくり協議会の活性化	55
(2) まちづくり学習の推進	55
2 重点推進項目の検討	56
(1) インターシティプラン(産業核など)の整備推進	56
(2) ビオトープの整備促進	56
(3) 河川の整備促進	56
(4) 商業集積の推進	56
(5) 業務核の整備推進	56
(6) 市街化区域のまちづくりの推進	57
(7) 東部地域工業団地の整備推進	57
3 地区計画等の策定方針	58
(1) 八幡地区地区計画(環境保全)	58
(2) 川島インター産業団地地区計画	58
(3) 中山地区及び伊草地区	58
(4) 集落整備地区	58

4 都市計画・都市計画事業の位置づけ	59
（1）町独自の土地利用計画策定	59
（2）都市施設の整備、見直し	59
（3）面整備の推進	60
5 整備プログラム	61

# はじめに

## 1 策定の背景と考え方

近年、少子高齢化、国際化、情報化、環境問題、地方分権といった、著しい社会の変化がみられる中で、市民の価値観や考え方、まちづくりへの要望は、多様化しています。また、ゆとりや豊かさを実感できる生活空間の整備や魅力ある都市づくりを進めるには、望ましい将来都市像を設定して個別の施策を総合的かつ計画的に推進することが求められています。

一方、近代都市計画は、まちづくりを技術的に支援する制度の一つとして発展してきましたが、これまでの都市計画制度は、計画単位が都市レベルにとどまっていたことから、実効性についての不十分さ、将来都市像を実現するための戦略の不十分さが指摘されていました。

平成4年（1992年）の都市計画法の改正によって「市町村の都市計画に関する基本的な方針」の策定が都市計画区域を持つ各市町村に求められることになりました。また平成23年（2011年）に第5次川島町総合振興計画が策定されました。そこで都市計画マスタープランも現行の計画を踏まえ一部の見直しをします。

都市計画マスタープランでは、次のような役割が期待されています。

- ①実現すべき具体的な都市（まち）の将来像を示します
- ②個別の都市計画に対し、市民の理解を得る根拠となります
- ③個別の都市計画相互の調整を図ります
- ④個別の都市計画の決定・変更の指針となります

その他、これまでの任意のマスタープランとの違いは、以下のように整理できます。

- ①策定内容において、地域別構想を明記しています
- ②策定内容において、市町村の独自性を認めています
- ③策定過程において、市民意向の反映を求めています
- ④図面の添付等、わかりやすさを求めています

都市計画マスタープランは、都市計画に関する施策体系の中心に位置する計画であり、個別の施策に対する具体的な指針となることが求められています。

また、都市レベルの計画だけでは多様化する市民ニーズに答えられないという反省にたって、地域という身近な生活単位を基本として、市民の合意形成に基づく実効性の高い計画とすることが求められています。

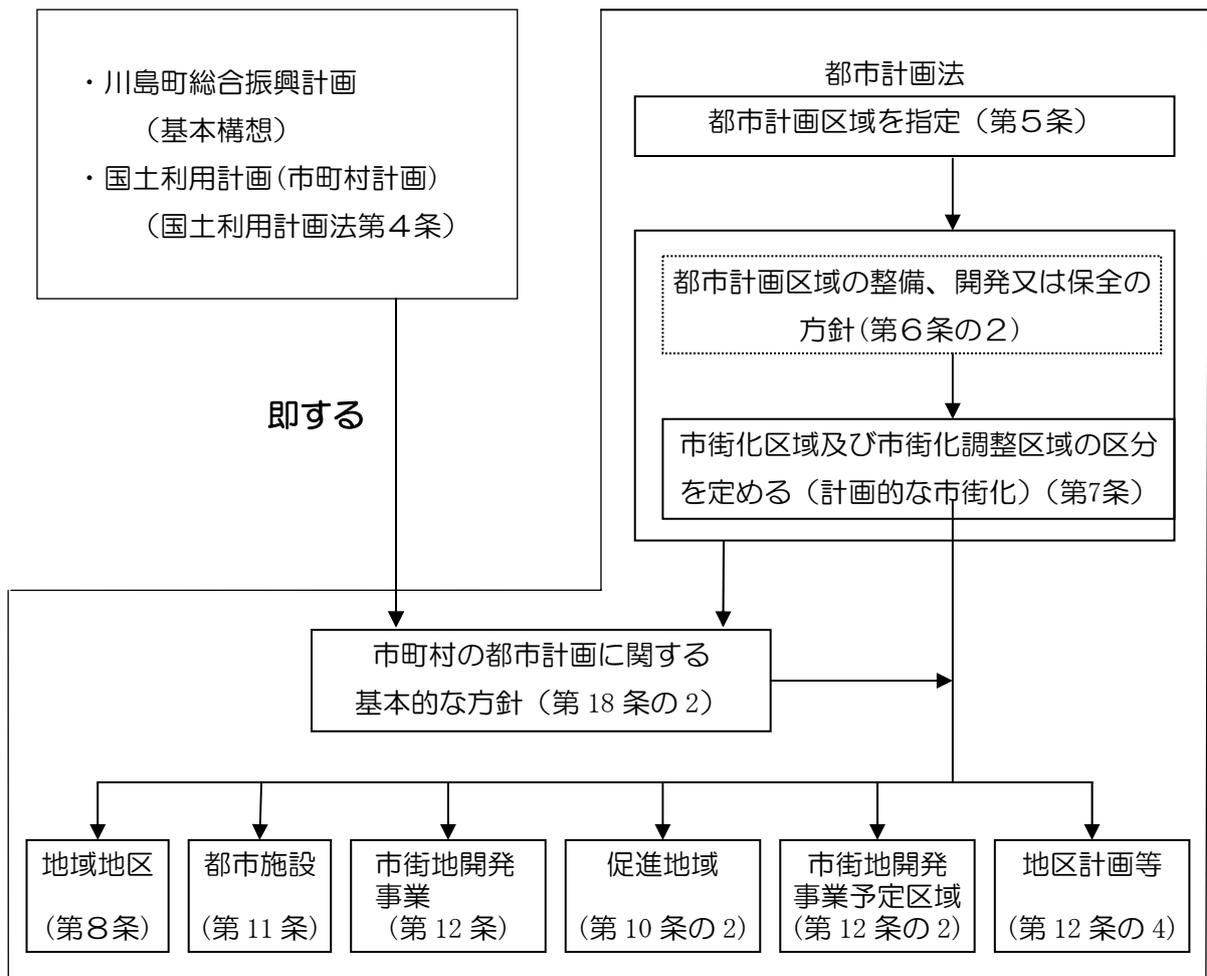
## 2 計画体系上の位置づけと活用

### (1) 都市計画法における位置づけ

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に位置づけられた都市計画に関する「基本方針」であり、以下の性格を有します。

- ・ 地方自治法の基本構想及び国土利用計画法の国土利用計画（市町村計画）、さらには、県知事が定めた都市計画区域の整備、開発又は保全の方針に即して定めるものとして位置づけられています。
- ・ 公聴会の開催等の措置により、町民の意見を反映させます。
- ・ 行政内部のみの計画ではなく、広く町民等に向けて公表することを前提とする計画です。
- ・ 地区計画や特別用途地区といった町決定の都市計画の運用の基礎となります。

(図 都市計画法における都市計画マスタープランの位置づけ)



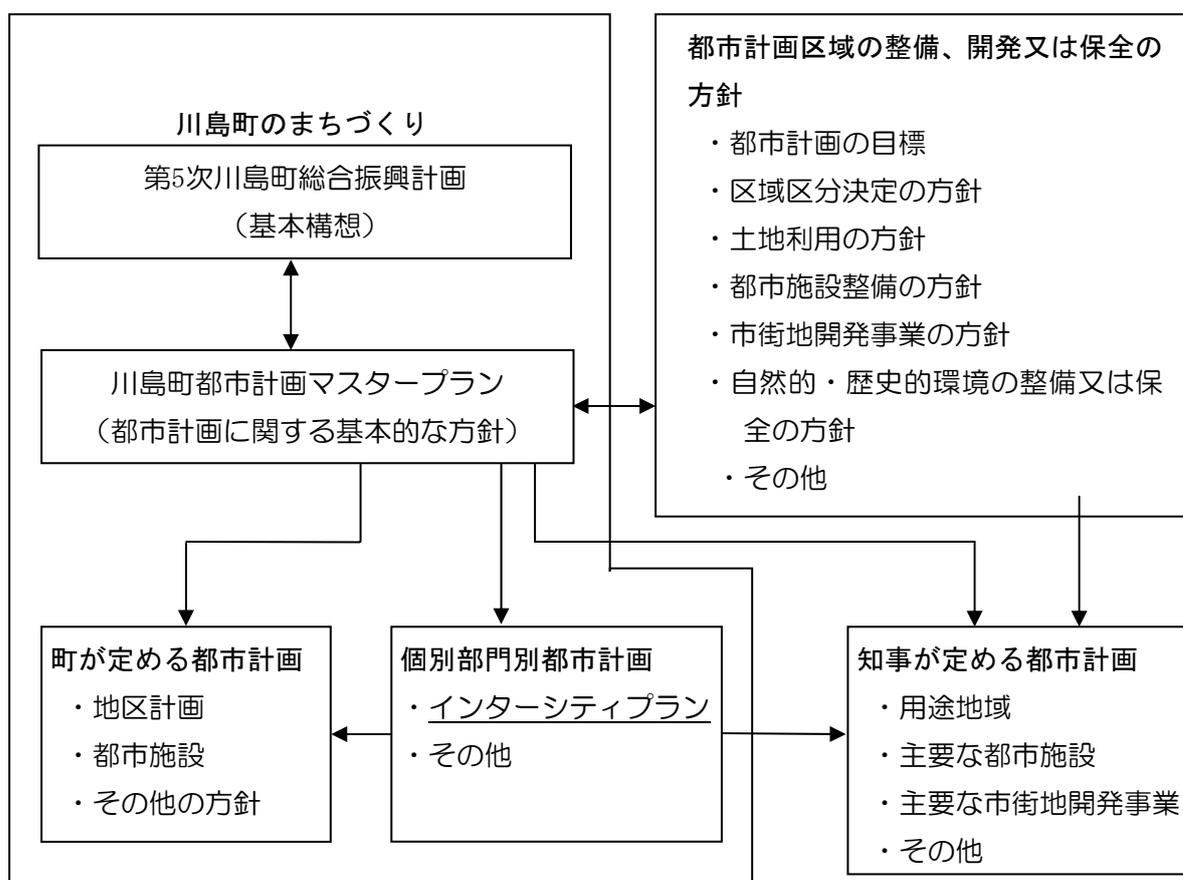
## (2) 川島町のまちづくりにおける位置づけ

いままでのまちづくりの主体は町であり、知事が定める都市計画においても、町の原案をもとに決定されてきました。

今後は、都市計画マスタープランが策定されることにより、都市計画の町原案や町決定の都市計画が、より明確に位置づけられることとなります。

また、都市計画マスタープランは、町民の意見を反映させた、町の都市計画に関する基本的な方針を明らかにする法定計画（都市計画法第18条の2）でもあります。

(図 都市計画マスタープランと諸計画の関係)



### (3) 都市計画マスタープランの活用

川島町都市計画マスタープランは、まちの景観や社会環境、まちづくりの課題をふまえた、総合的な都市計画に関する基本的な方針であり、まちを取り巻く様々な課題を都市計画、都市整備に現実的に反映させるという重要な役割を持っています。

本計画の活用に関する方針を以下に示します。

- ・総合的なまちづくり推進の指針とします

総合振興計画、「整備、開発又は保全の方針」、インターシティプラン、高齢者福祉計画等福祉プラン、地域防災計画などの諸計画をふまえて策定し、今後、町が進める総合的なまちづくりの指針とします。

- ・都市計画の根拠として、町が行う都市計画決定の指針とします

都市整備や都市景観の形成のための公共空間の整備など、本町の総合的な都市計画行政の根拠、すなわち都市計画決定の指針として活用します。

- ・個別まちづくり施策展開の指針とします

具体的なまちづくりの推進にあたり、都市計画の見直し、道路・公園等の都市施設の整備、各種まちづくり施策展開の指針として活用します。

- ・町民と行政の共通認識の原点とします

各種まちづくり事業の実施にあたっては、町民参加を推進するとともに全庁的な体制の確立により行います。町民と行政の共通認識の指針として活用します。

- ・地域に根ざしたまちづくりの指針とします

地域や地区を単位としたまちづくりを推進するため、それぞれの地域における生活に根ざしたまちづくりの指針として活用します。

### 3 計画の構成

川島町都市計画マスタープランは、「全体構想」、「地域別構想」、「まちの将来像実現のために」の3つを骨格としています。

「全体構想」は、川島町全体をとらえたものであり、土地利用の方針や交通体系の整備方針などによって構成されます。

「地域別構想」は、本町を2つの地域に区分し、それぞれの地域のまちづくりの方針を位置づけています。これは、地域に根ざしたまちづくりの指針となるものであり、“地域からの発想”を重視しています。

「まちの将来像実現のために」は、都市計画マスタープランの目標年次である平成32年（2020年）までの計画を網羅し、短期、長期の2期間に分類します。

## 4 計画の期間

都市計画マスタープランは、20年間を展望して都市計画に関する基本的な事項を明らかにするものであり、都市計画に関わるまちづくりの基本構想として機能することが求められます。

そのため、計画の期間は、平成13年度から始まり、24年度に見直しを行い32年度までの20年間とします。

また、まちづくりの目標やまちの将来像は、都市計画の根幹に関わるものであり、長期的な取り組みによって実現されるものであるため、社会環境や、経済情勢の変化等により必要性が高まったときにのみ、改定を行うものとします。

# 第1章 まちの現状と課題

## 1 広域的な位置づけ

本町は、埼玉県ほぼ中央にあり、東京都心から約45km圏内に位置し、町域は東西方向約10km、南北方向約8kmに及び、面積は41.72km<sup>2</sup>を有しており、東西方向の勾配が1000分の1と緩やかな地形です。

町の周囲を越辺川、入間川、荒川、市野川などの河川に囲まれ、川越市、上尾市、桶川市、北本市、東松山市、坂戸市、吉見町の6市1町に接しています。

埼玉県長期ビジョンでは、川島町は西部複合都市圏に含まれ、第2次埼玉県川越都市圏まちづくり基本構想・基本計画では、インターチェンジ周辺の開発、拠点機能の強化、広域交通体系の整備などが位置づけられています。

## 2 町の沿革・現状と特性

### (1)沿革

石器時代、川島一帯はまだ海の底でした。その後、地盤の隆起によって陸地部分が広がり、入間川や越辺川、都幾川、市野川などの河川が流れ込む湿地帯となりました。8世紀初頭にまとめられた大宝律令では、川島一帯を川のしり(流域)という意味で「滑後(ぬのしり)」と呼んでいました。

川島で最も古い土器は、約7,000年前の入間川河床遺跡D地点の縄文時代早期終末といわれています。その後、荒川河床の芝沼堤外遺跡や東野遺跡で縄文時代前期後期(約5,700年前)の土器が出土し、堤内の自然堤防上からは、縄文中期(約5,000年前)～縄文後期(約3,500年前)の土器が、平沼一丁田遺跡や白井沼遺跡、富田後遺跡、元宿遺跡から出土しています。

弥生時代(約2,000年前～3世紀)の遺跡は発見されませんが、古墳時代(3世紀～7世紀)には、富田後遺跡や元宿遺跡を始め、数多くの遺跡から土器や住居跡が発見されますので、この頃から多くの人々が住むようになったのではないかとされています。

鎌倉時代になると、源頼朝の家臣の美尾屋十郎廣徳などが現れ、川島を治める基盤が築かれました。その後は、北条氏や太田氏などの支配を受け、江戸時代になると武士による領地の争いもなくなり、人々の生活は安定し、農作物の生産に力を入れるようになりました。

徳川三代将軍家光の時代に関東郡代伊奈備前守忠次は、農業生産の向上のために、熊谷から蓮田、越谷を通過していた荒川の流れを、現在の荒川(かつての和田吉野川)に変えさせましたが、これによって、水害に悩まされるようになりました。

このような中で、私たちの祖先は農業水利の確保に努めながら、この地域を穀倉地帯として発展させるとともに、豊かな郷土の文化を育んできました。

やがて、明治、大正、昭和と時代が進むにつれて、人々は河川改修や堤防を築くことで水害を克服してきました。そして昭和29年に川に囲まれた同じような条件の「川島領」六か村(中山・伊草・三保谷・出丸・八ツ保・小見野)が合併し川島村が誕生しました。合併後は昭和35年に中学校が統合され、昭和37年には村内全域に上水道が敷設されるなど、時代を先取りした行政は他市町村からも注目を浴びました。

昭和47年11月には町制が施行され、教育、文化、スポーツ、福祉などの施設や生活基盤施設の整備を着々と進めてきました。また、昭和52年1月には「川島町スポーツ都市宣言」を平成4年11月には、県内の他市町村に先駆けて「生涯学習推進のまち」を宣言しました。

現在は、首都圏中央連絡自動車道(以下、圏央道)の川島インターチェンジが開通し、併せて川島インター産業団地も整備され、本町のまちづくりは大きな転換期を迎えようとしています。

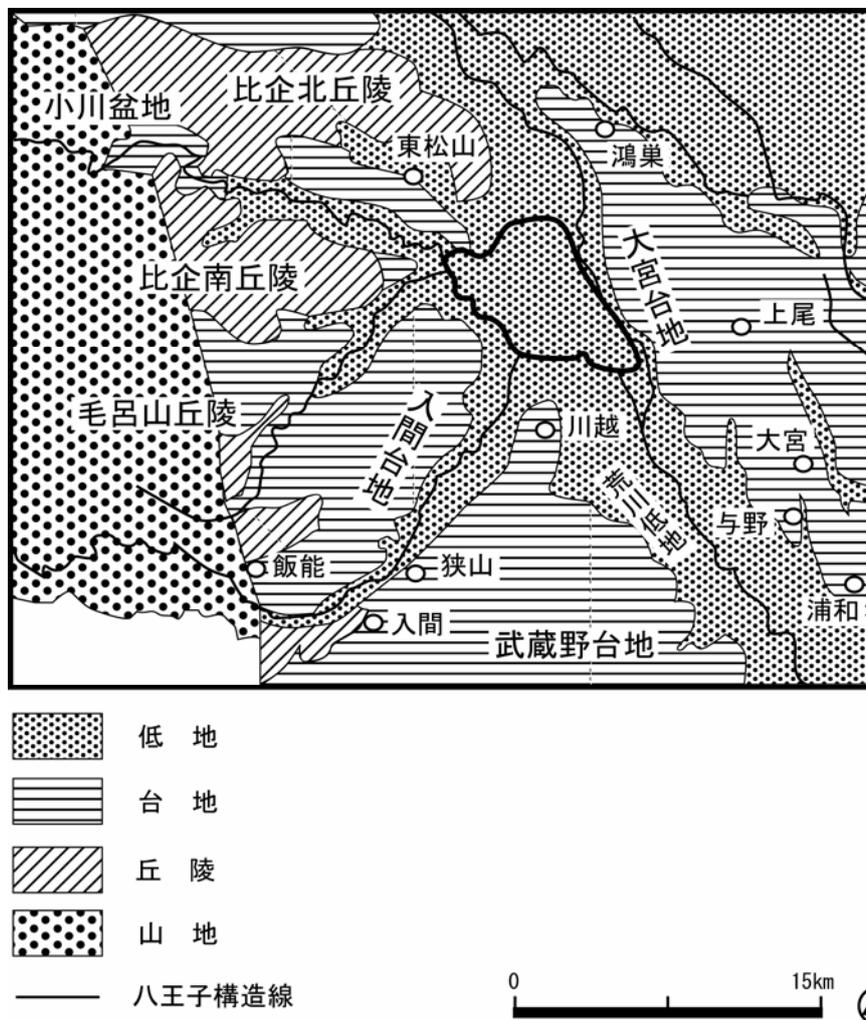
## (2) 自然的条件

### ① 地形

本町は、大宮台地と比企丘陵に挟まれた荒川流域の低地に位置し、四方を河川に囲まれた輪中になっています。地形は、旧河道沿いに形成された自然堤防（微高地）を除いて低湿な氾濫原が広い面積を占めています。地形勾配も西部の中山地区から東部の出丸地区に向かって1000分の1程度となっています。

町内の地形は大きく3つに分けられ、自然堤防（微高地）、旧河道地域、氾濫原からなり、水と緑豊かな田園環境を形成しています。自然堤防上には集落が発達し、屋敷林など良好な集落景観を形成しています。旧河道地域や氾濫原は、水田として利用されています。

(図 地形)



出典：「埼玉県の地理と歴史」

## ②気象

気候は、気温の日較差、年較差がやや大きいものの、温暖な内陸的気候を示す典型的な表日本式気候です。また、内陸に位置するため、夏の高温と冬の乾燥が厳しいことも特色です。平均気温は15℃前後で、夏期の雷雨は他の地域を通り抜けることが多く、降水量は全国的には少ない地域に属します。

なお、農家集落に見られる屋敷林は、冬の空っ風と土ぼこりを防ぐために植えられたもので、本町の特色ある気候風土景観となっています。

表 気象概況

年	平均気温 (℃)	降水量 (mm)		天気日数 (日)			
		総量	日最大 降水量	快晴	曇	雨	雪
平成元年	15.0	1,432	96	61	161	136	5
平成2年	15.6	1,540	137	60	145	109	11
平成3年	15.2	1,833	179	44	153	116	7
平成4年	14.7	1,440	132	49	145	111	11
平成5年	14.2	1,355	136	61	166	125	7
平成6年	15.6	1,048	91	60	138	111	10
平成7年	15.0	1,198	82	64	142	113	9
平成8年	14.5	921	173	52	139	90	10
平成9年	15.4	1,189	87	69	135	116	11
平成10年	15.5	1,870	170	52	186	134	14
平成11年	15.7	1,358	196	67	141	103	6
平成12年	15.5	1,324	137	54	141	94	9
平成13年	15.2	1,376	136	75	126	100	11
平成14年	15.4	1,261	132	69	139	84	9
平成15年	14.9	1,230	62	60	177	120	16
平成16年	16.1	1,317	147	55	134	92	11
平成17年	15.0	1,191	79	59	150	87	17
平成18年	15.3	1,439	140	40	176	95	8
平成19年	15.8	1,068	77	53	134	90	1
平成20年	15.4	1,393	112	53	150	106	9
平成21年	15.5	1,112	76	51	165	96	10
平成22年	15.8	1,307	61	49	162	111	20
平成23年	15.4	1,325	205	58	159	79	8

資料：熊谷地方気象台

### ③植生

植生は、山地や丘陵地にみられるような森林は分布していませんが、農地に代表される生活・生産関連としての価値を有する緑地が点在しています。こうした田園地帯を代表する風土景観植生として、農地に点在したり自然堤防上に立地する集落に沿って連続的に分布する屋敷林があります。屋敷林は、ケヤキなどの落葉樹やカシなどの常緑樹を主体に構成されています。

このほか、河川沿いにナラやハンノキなどの樹林が分布しています。

表 植生別面積調査

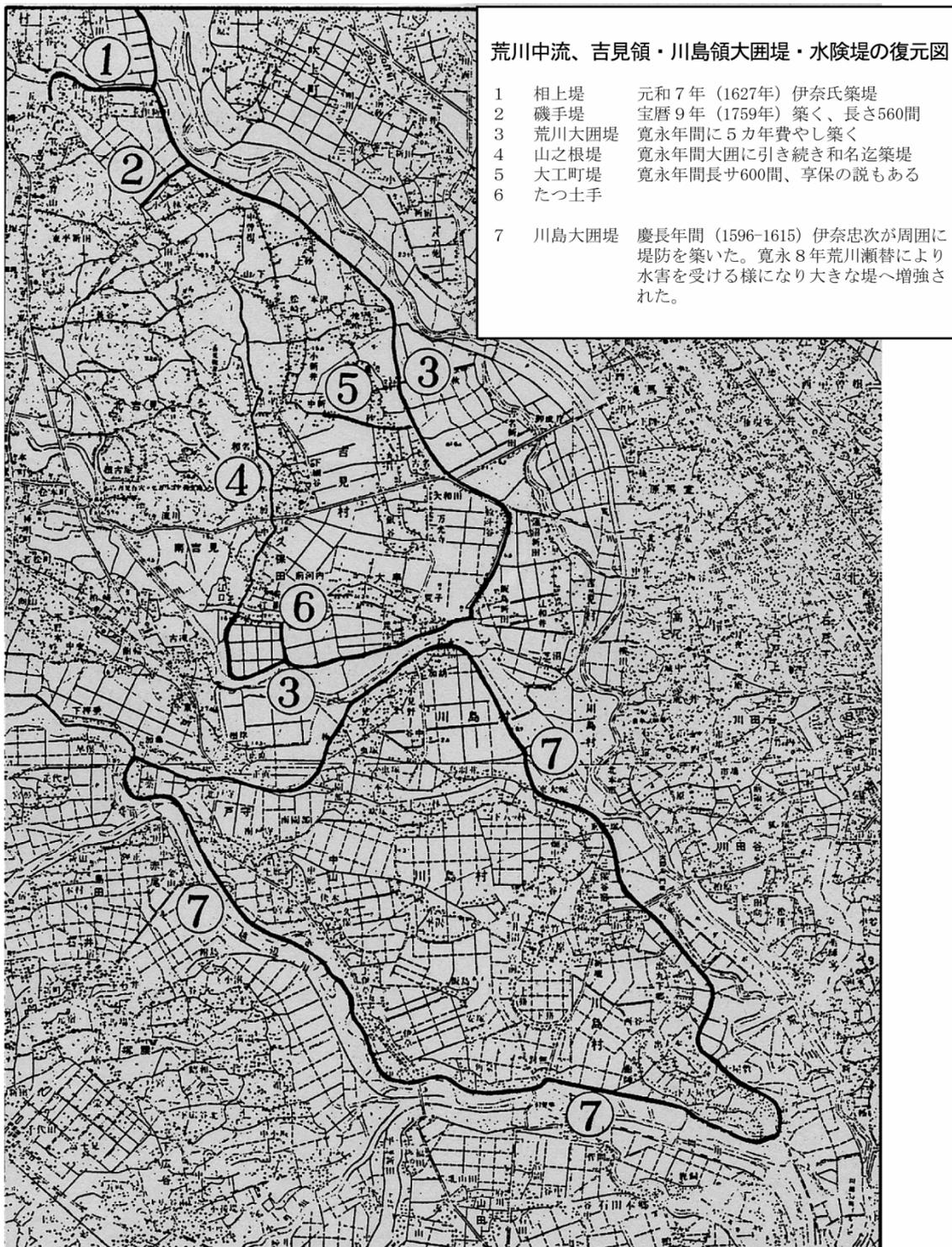
(単位 ha)

区 分	市街化区域 (ha)	市街化調整 区域(ha)	都市計画 区域(ha)
	(1)		(2)
自然林	4.90	32.01	36.91
スギ・ヒノキ等の植 林地			
クヌギ・コナラ等の 二次林			
竹林			
ススキ・ササ等の草 地	0.93	75.63	76.56
水田	13.70	2,158.30	2,172.00
畑	34.30	1,245.20	1,279.50
果樹園	1.10	4.90	6.00
裸地	-	-	-
公園内等の植栽地	1.30	-	1.30
合計	56.23	3,516.04	3,572.27

#### ④川島大囲堤

本町は、荒川水系の河川堤防に四方を囲まれており、輪中地帯となっています。

(図 川島大囲堤 (慶長年間1596-1615に築かれた))



出典：「埼玉の土地改良」

### (3)人口動向

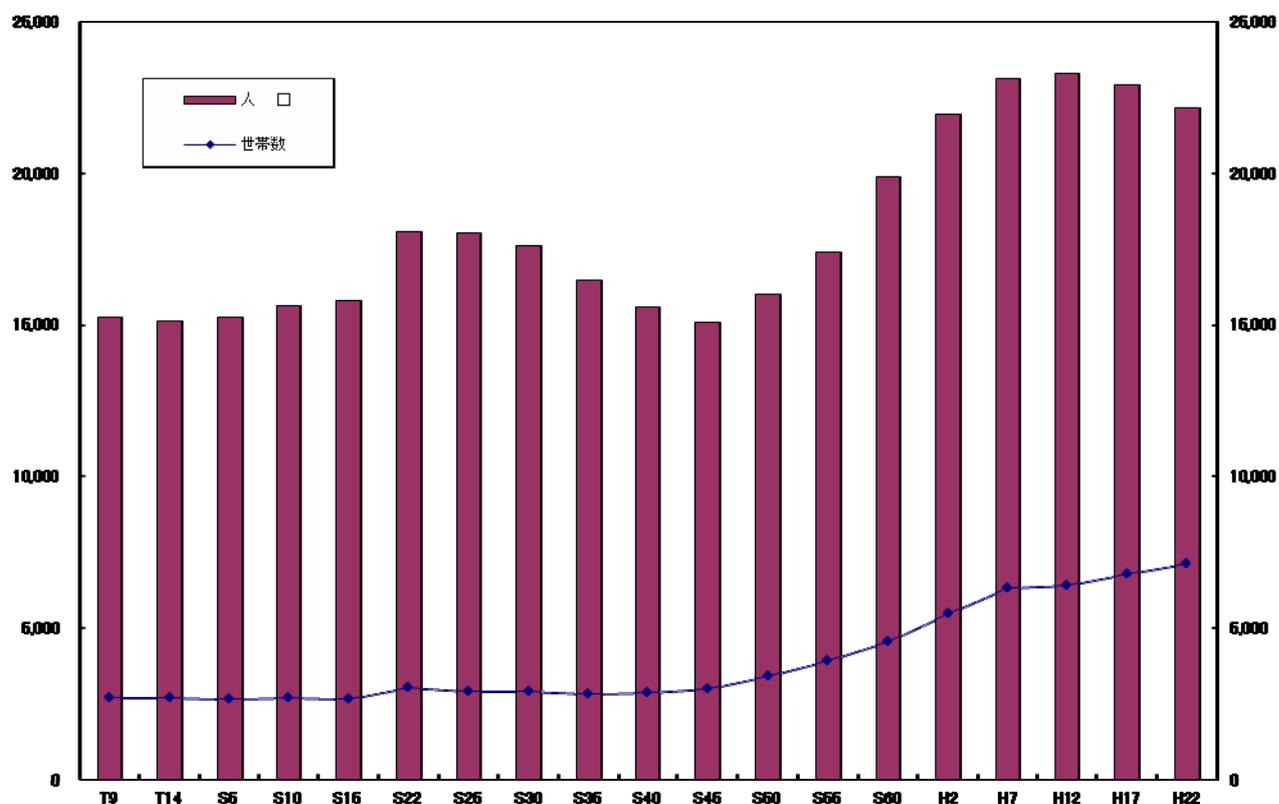
#### ①人口・世帯

国勢調査から人口の推移をみると、戦前までは1万5千人台で推移していました。戦後一時的に人口が1万8千人台まで増えましたが、昭和40年代には再び1万5千人台まで減少しました。その後、再び人口が増えはじめ、平成12年には23,322人となっています。

近年の動向をみると、平成12年までは増加していましたが、その後、徐々に減少し平成22年には22,147人となっています。

一方、世帯数は増え続けています。

表1 人口世帯数の推移

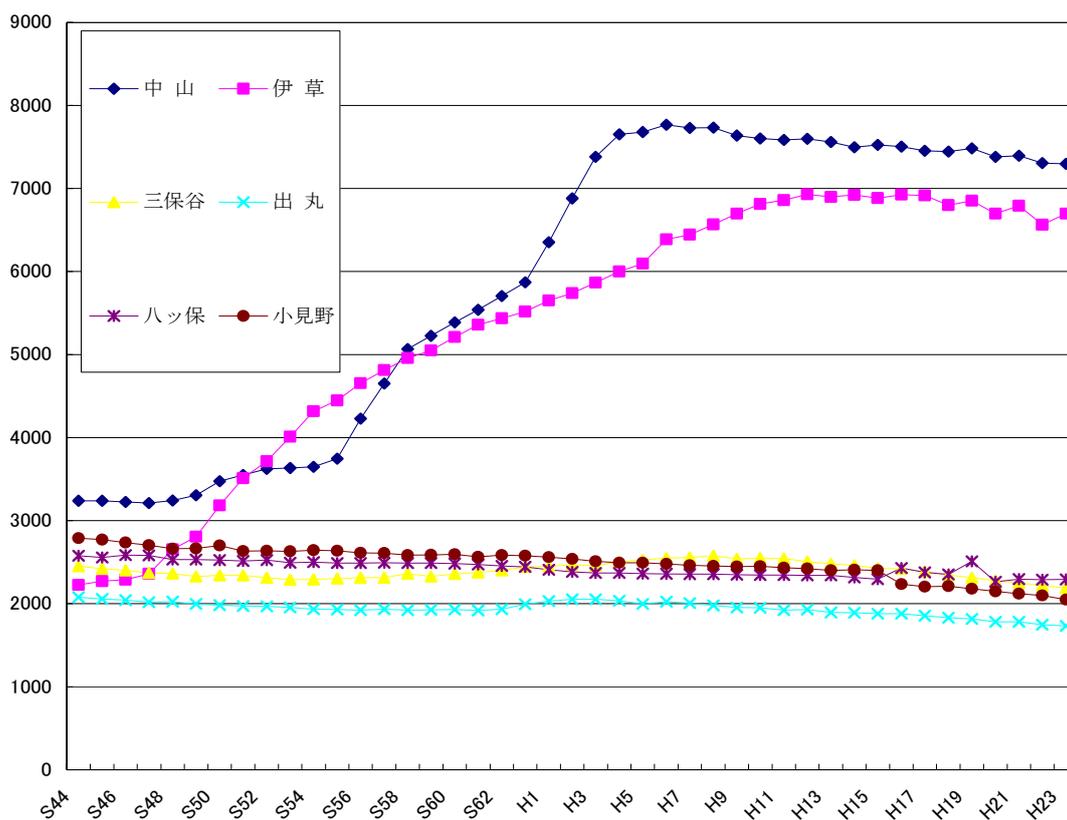


資料：国勢調査

## ②地区別人口

地区別人口は、平成23年で中山地区が7,297人で最も多く、次いで伊草地区が6,96人となっています。最も少ないのは出丸地区の1,734人で、三保谷地区、八ッ保地区、小見野地区は2,000人台です。

表2 地区別人口の推移

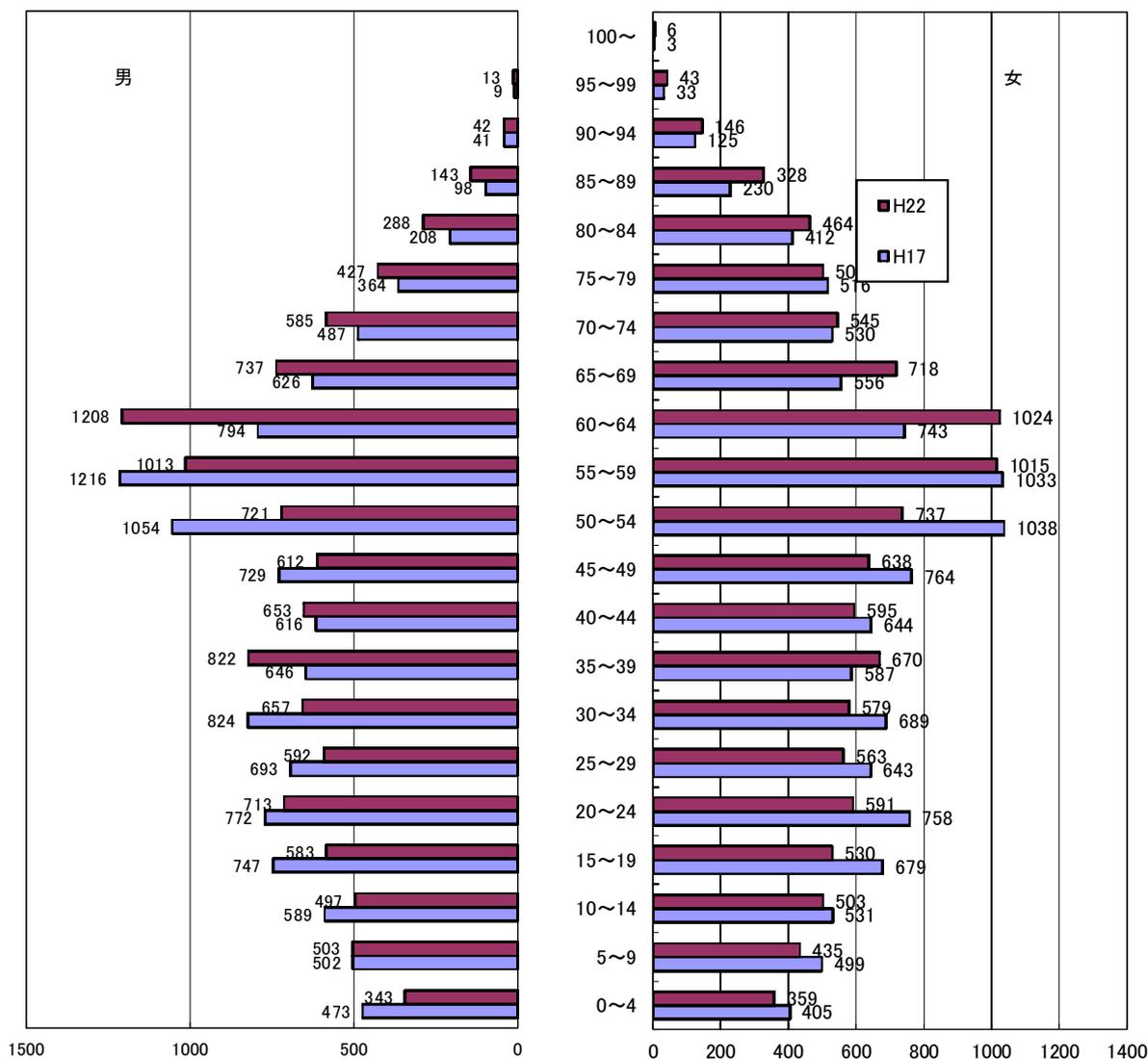


資料：住民基本台帳

### ③年齢別人口

年齢別人口を5歳別にみると、平成17年の国勢調査では55歳から59歳が最多でしたが、平成22年は60歳から64歳が最も多くなっており、高齢化が進んでいることがうかがえます。

表3 人口ピラミッド



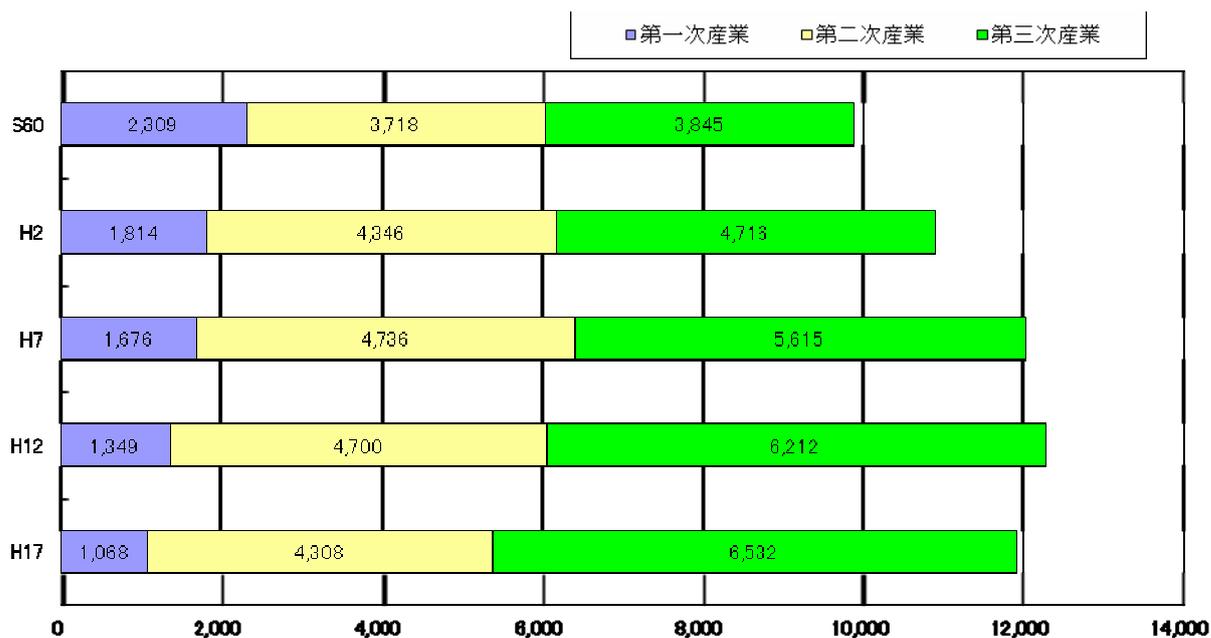
平成17年は国勢調査（10月1日）

平成22年は住民基本台帳（10月1日）

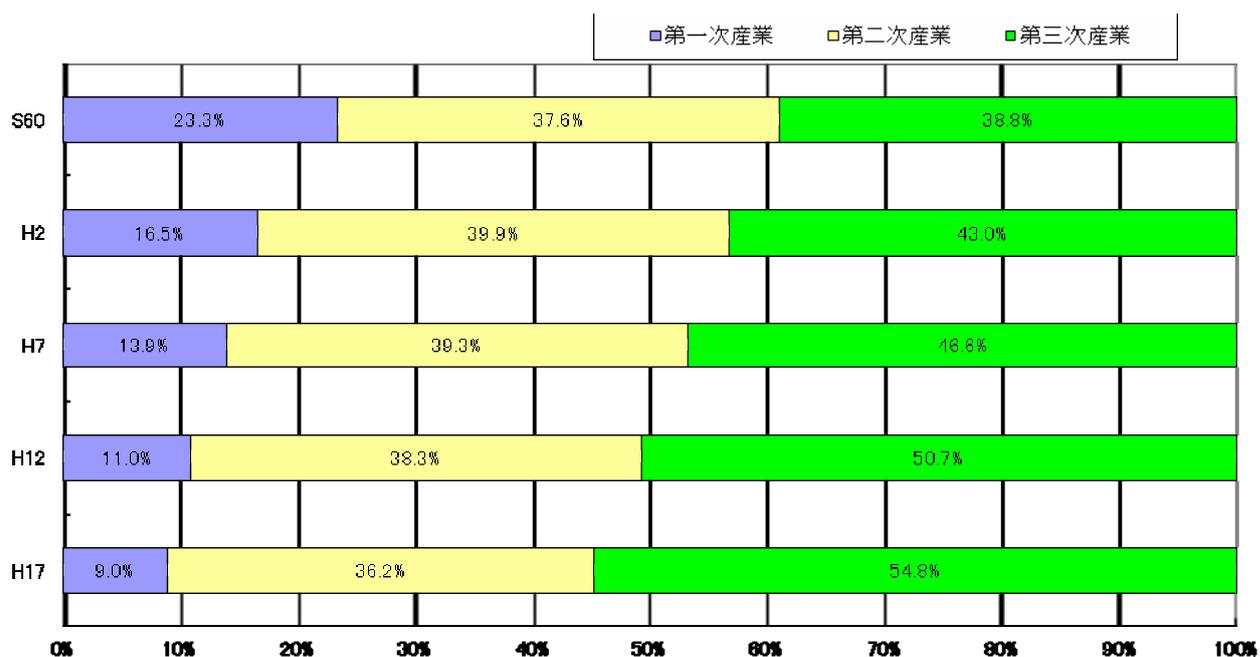
#### ④産業別就業人口

産業別就業人口は、平成17年で11,908人となっており、うち、第1次産業が1,068人、第2次産業が4,308人、第3次産業が6,532人です。第1次産業が大きく減少し、第3次産業が増加しています。

#### 産業別就業人口の推移



#### 産業別就業人口の推移（構成比）



資料：国勢調査

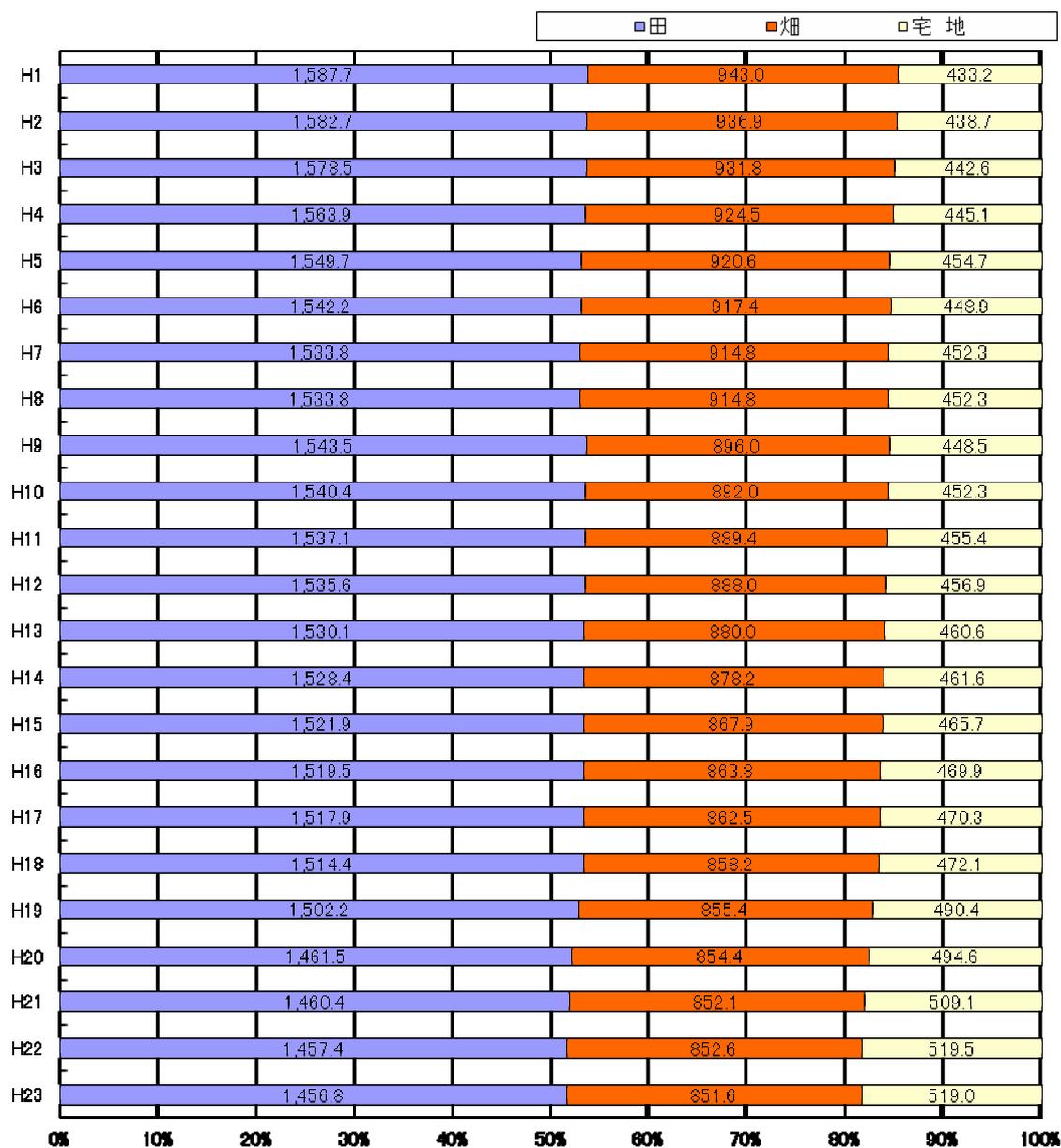
## (4) 土地利用の動向

### ①土地利用面積

本町の面積は、4,172haです。

平成23年の地目別土地面積は、田が1,456.8ha、畑が851.6haで、合わせて農地が2,308.4haになっており、全体の約6割近くになります。宅地は519.0haとなっています。それ以外は、雑種地、原野、池沼となっています。

表4 地目別土地面積



## ②都市計画

都市計画について、用途地域面積は、市街化区域が309haであり、住居系用途地域が189.2ha(61%)、工業系用途地域が120.2ha(39%)となっています。商業系用途地域はありません。また、全体面積で見ると、市街化区域が7.4%、市街化調整区域が92.6%です。

表 都市計画用途地域別面積

区 分	面積 (ha)	用途地域面積割合 (%)
総数	4,172.0	-
市街化区域	309.4	100.0
第一種住居地域	62.9	20.3
第二種住居地域	33.8	10.9
第一種低層住居専用地域	89.3	28.9
第二種中高層住居専用地域	3.2	1.0
準工業地域	19.1	6.2
工業専用地域	48.4	15.7
工業地域	52.7	17.0
市街化調整区域	3862.6	-

平成22年 4月 1日現在

資料：まち整備課

## (5) 道路・交通体系

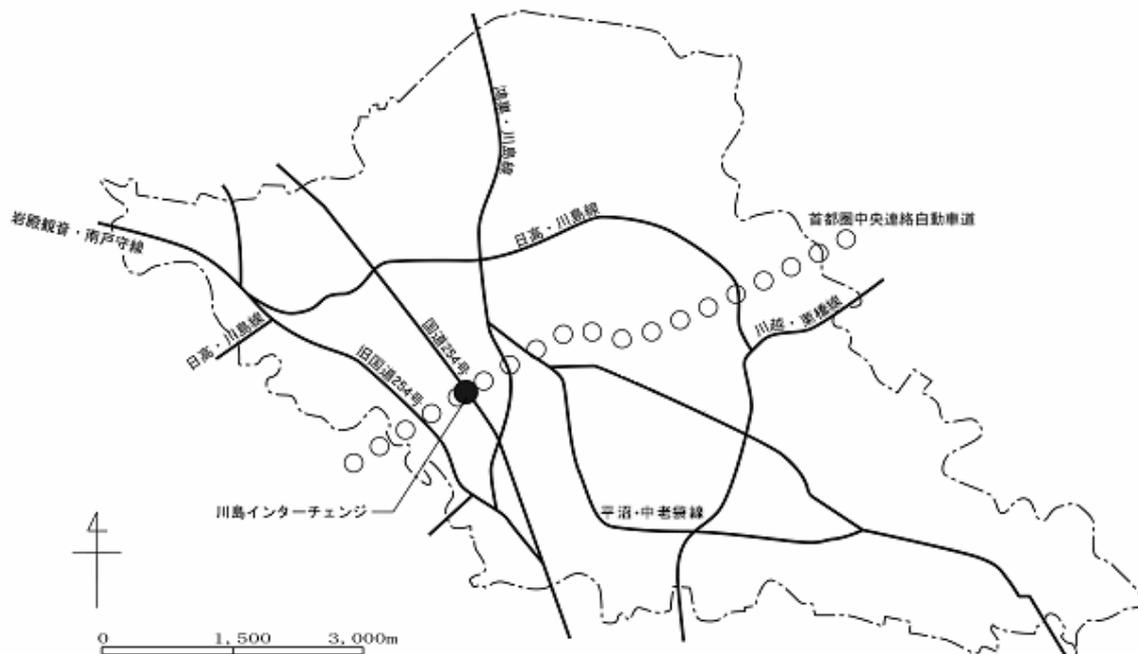
本町の主要な道路としては、国道254号と旧254号(現町道1-20、1-21、1-22号線)、また県道では川越・栗橋線、鴻巣・川島線、日高・川島線、平沼・中老袋線などがあります。

町道は2,771路線(うち、幹線1・2級が55路線)があり、全体の舗装率は約75%ですが、幹線町道(1・2級)では約96%の舗装率となっています。

また、平成20年3月29日に圏央道鶴ヶ島ジャンクションから川島インターチェンジ間が開通し、新たな町の玄関口ができました。

バス路線については、現在、川越～桶川間、川越～鴻巣間、川越～東松山間、八幡～若葉間の4路線が通っています。

図 主要道路網図



## (6) 都市施設等

公園については、平成の森公園が町の核となる公園として整備されているほか、計画的に面整備された地域において、街区公園が整備されていますが、身近な生活圏における街区公園、近隣公園などの計画的な整備を進めていく必要があります。

緑地については、本町は四方を河川に囲まれた自然環境豊かなまちですが、緑地としての整備水準は低い状態にあります。しかし堤外地では、国土交通省により近郊緑地保全区域に指定されている荒川の河川空間を活用したビオトープの整備が進められています。

下水道については、市街化区域内の整備を推進しており、概ね整備が完了しています。今後、市街化区域の拡大にあわせた整備が必要となります。また、市街化調整区域については、合併処理浄化槽による下水処理など、排水対策が推進されています。

学校施設については、小学校が6校、中学校が2校です。小学校は各地区に1校ずつ整備されていますが、地区によっては児童数が減少している地区もあります。

社会教育施設については、公民館が各地区に1館ずつ整備されており、地区のコミュニティ活動の拠点として活用されています。また、それぞれ小学校に近接していることから、各地区の拠点となっています。

コミュニティセンター、図書館、武道館、運動場などは、平成の森公園周辺に整備されており、生涯学習の拠点として活用されています。

福祉施設については、福祉活動の拠点として老人福祉センターやデイサービスセンターが設置されています。児童福祉施設として保育園が2園、放課後児童クラブが3か所あります。障がい者施設としては、授産施設が1か所あるほか、県立の特別支援学校が1校設置されています。高齢者施設としては、民間の介護老人福祉施設が2か所、介護老人保健施設が1か所、介護療養型医療施設が1か所整備されています。

保健・医療施設としては、保健センターを中心に町民の健康づくりを進めているほか、医療機関としては、民間の病院、診療所があります。

環境衛生施設としては、環境センターでごみ処理、し尿処理を行っています。

産業施設としては、農産物直売所、農産物加工所、カントリーエレベータなど農業関連の施設が設置されています。

工業施設については、川島インター産業団地を含め工業団地が3か所、産業系12号区域が2か所指定されています。また商業系12号区域が川島インターチェンジ周辺に指定されています。

コミュニティ施設としては、町の中央部にコミュニティセンターが、また中山地区にフラットピア川島が設置され、町民活動の拠点となっています。

行政施設としては、役場が町の中央部に設置されていますが、老朽化しているため、改修・建替えが課題となっています。

### 3 まちづくりの課題

本町の都市構造は、市街化区域が西部に位置しており、東部は田園環境が広がる農村地域となっています。このため、都市整備も西部地域に集中していることから、町全体をみたとときに、バランスのとれたまちづくりを推進していく必要があります。

また、四方を河川に囲まれた輪中を形成しており、内水排除などの治水対策や、川越市をはじめとした、周辺都市との生活の関わりが強いことから橋梁の新設整備など交通対策が重要な課題となっています。

町の面積の大半を農用地が占めていますが、農業を取り巻く環境には厳しいものがあり、新たな発想で農業振興策を検討していく必要があります。

また、平成20年3月には圏央道川島インターチェンジが開通し、周辺には川島インター産業団地が形成され企業の進出が進んでいます。このように、川島インターチェンジ周辺は地域開発を進めるに際し高いポテンシャルを秘めており、計画的な周辺整備を進め、有効に活用していく必要があります。

#### (1) 土地利用

市街化区域の土地利用は、基盤整備が進んでいないだけでなく、低未利用地が多く残されており、そのため、快適な住宅街を形成するには、町民に参加していただき、地区計画の導入を図るなど面整備を推進し、定住促進を見据えた土地の有効利用を図る必要があります。

市街化調整区域の土地利用では、川島インターチェンジ周辺の土地を新市街地として有効活用することが求められており、無秩序な開発や景観を損なう乱開発が行われないよう、計画的な土地利用を推進する必要があります。その他の市街化調整区域についても、市街化区域と同様の生活環境を確保するため、道路や公園の整備の推進、生活排水対策として合併浄処理浄化槽の普及と適正な維持管理の徹底を図る必要があります。

また、農村地域を中心として、地域活性化のための産業基盤がないことから、工業団地等の整備を検討していく必要があります。

さらに、本町の土地利用の大半を占める農用地については、地域の活性化に必要な一部を除いて農業振興策と一体となった保全を進める必要があります。

また、本町では人口が徐々に減少しており、深刻な問題となっていることから、地域コミュニティを維持するために、住民の定住促進を図り、計画的に住宅地の整備を進める必要があります。

荒川、入間川、越辺川、市野川など、本町を取り囲む河川の空間は、町の面積の5分の1を占め、良好な自然環境を保持していることから、その保全が課題となっています。荒川では、自然再生事業、入間川では河川敷の国有地化が進められており、地域振興と連携を図った整備を検討していく必要があります。

## (2)交通体系

本町の道路体系は、圏央道川島インターチェンジが開通したことにより、関越自動車道や中央自動車道へのアクセスが容易になり、大きく変わりました。そして川島インター産業団地への企業進出により、今後も交通量が増加することが見込まれます。町の東西方向の道路は圏央道の側道が整備され利便性が向上しましたが、朝夕の橋を通過する車両の交通渋滞を解消するためには、南北方向の道路も整備する必要があります。また、圏央道が数年後に東北自動車道、常磐自動車道など主要高速道路に接続することもあり、川島インターチェンジへのアクセス道路を整備する必要があります。

生活道路については、集落内の幅員の狭い道路の拡幅整備、集落間を連絡する町道の体系的整備、市街地内において基盤整備を推進することによる道路整備など、計画的な整備が求められています。

公共交通については、鉄道が通っていないほか、唯一の公共交通であるバス交通についても、路線網や本数などの輸送力が弱い状況にあります。このため、バス交通の充実を図るため、バス路線網の整備や輸送力の増強、高齢者や子どもなど、交通利用に対して支援が必要な人に対応するため、デマンド交通や圏央道を利用した目的地直行バス等について関係機関に対し要請活動を推進していく必要があります。

## (3)水と緑

本町は、徒歩圏における子どもの遊び場として、水と緑を利用した身近な公園の計画的な整備が求められています。

特色ある公園として、平成の森公園を開設しており、町の中央部に位置していることから、幅広く利用されるよう積極的な公園利用対策を推進する必要があります。

河川空間については、レクリエーションなどに活用するため、河川を活かした親水空間、散策路としての緑地整備を計画的に行うとともに、自然再生事業や国有地化された堤外地の有効な活用や保全を図りつつ、地域振興との連携を図る必要があります。

堤内の小河川については、市街化区域においては公共下水道の整備により水質の改善がみられます。また、市街化調整区域においては、生活排水による河川等の公共用水域の水質汚濁を防止するため住宅に合併処理浄化槽の設置を推進しています。

降雨時の浸水対策としては、排水路整備などの一層の充実を図るとともに、貯留施設や浸透施設などを設置し、流出係数を抑制するまちづくりを推進する必要があります。

## (4)ふるさと景観

農村地域として発展してきた本町は、豊かな田園景観を維持していましたが、宅地開発等の進行により、それらが崩れつつあります。このため、生け垣がブロック塀に変わるなど緑が減少しており、宅地内の緑化や生け垣の整備を促進するなど、緑化を推進する必要があります。また、伊草神社の叢(もり)(境内林)など、地域のシンボルとなる景観の保

全を図る必要があります。

田園景観については、それを構成する農地や屋敷林、生け垣、小河川の保全を一体的に図る必要があります。さらに、四方を囲む河川については、自然環境を保持している河川空間の保全と有効活用を図ることが重要です。

## (5)生活文化施設

コミュニティ施設や教育・文化施設、保健・医療・福祉施設、環境施設、防災・防犯施設などの生活文化施設については、地域の実情をとらえた上で、将来を見据え、地域バランスを考慮し適正配置を進めていく必要があります。

このため、現在設定している区域の問題、施設の整備水準の問題、建て替えの問題など、これらを総合的に整理し、改善・修正していく必要があります。

## (6)その他

各施策において、それぞれ踏まえるべきこととして、福祉のまちづくり、環境への配慮、安全・安心なまちづくり、地域コミュニティの推進などが考えられます。

これらを考慮し、はじめからすべての人の利用に配慮する“ユニバーサルデザイン”の考え方に基づいたまちづくりを推進する必要があります。

## 第2章 全体構想

### 1 まちづくりの理念と基本目標

#### (1)まちづくりの理念

本町のまち（都市）づくりを進めていく上での「理念」は、第5次川島町総合振興計画で位置づけた以下の理念と同様とします。

#### 第5次川島町総合振興計画・基本構想の基本理念

##### I 人・自然・景観を大切にした魅力あふれるまちづくり

四方を川で囲まれた本町は、この恵まれた環境を活かした水田風景や親水空間が形成されています。都会に一番近い農村として、これらの自然や田園風景を保全することは本町の責務であり、また、世界的に持続可能な発展を目指すことが求められる昨今においては、自然との共生がいっそう重要な課題となることから、自然が織り成す景観を保全するとともに、その魅力を引き出すまちづくりに取り組みます。

今後、少子高齢化社会のさらなる進展が予測され、医療や福祉の重要性はいっそう増すものと考えられます。子どもからお年寄りまで、誰もが安心して、住み続けたいと思えるような、人を大切にするまちづくりに取り組みます。

##### II まちの資源と都市近郊を活かした、人でにぎわうまちづくり

まちが発展するには、産業の発展が重要な要素となります。そして、まちの産業は豊かな水によって成り立っている「農」を抜きにしては語れません。圏央道川島インターチェンジが開通したことに伴い、本町の基幹産業である農産物を川島ブランドとして広域的に普及することを目指すとともに、第二次、第三次産業も発展させ、働く人でにぎわうまちづくりに取り組みます。

また、休耕地などを有効活用するため、市民農園など観光目的による利用を展開し、都市部の人との交流を深めるなど、訪れる人が絶えないにぎわいのあるまちづくりに取り組みます。

##### III まちが人を育み、人がまちを育む活力と協働のまちづくり

地方分権が進められることに伴い、自立した行財政運営に取り組むことが現実味を帯びてきました。しかしながら、少子高齢化をはじめとした人口減少により、大幅な財源の縮小が予測され、自治体の経営そのものを見直す必要が生じてきました。今後はいっそう、町民がまちづくりへ参加する機会を拡大し、まちの風土が人を育み、そして人がまちを育む、行政と町民が一体となった協働のまちづくりに取り組みます。

## (2)基本方針

### ①魅力あふれるまちづくり

本町の市街地は、土地利用の現状や周辺の景観との調和を考慮して低層住宅を中心とし、水と緑を基調としたまちづくりにより、快適で住みよい居住環境の整備を図ります。

また、圏央道川島インターチェンジの開通により、広域交通のアクセスが飛躍的に向上しました。この立地特性を活かし、川島インター周辺に産業の集積や人々が交流する空間を創出し、自然と調和したにぎわいと活気のある都市環境の整備を図ります。

農村地域においては、集落と農用地からなる水と緑豊かな田園環境を形成していることから、これらの保全を図り、のどかでうるおいのある田園居住環境の整備を図ります。

### ②自然を創造するまちづくり

四方を囲む河川をはじめとした自然環境は、田園風景とともに川島町の原風景であり、首都圏に残された貴重な財産として将来へと継承していきます。

市街地においては、公園緑地や親水緑道など新たな緑の創出と水環境の形成により、うるおいのある生活環境の整備を図ります。

### ③福祉のまちづくり

高齢者や障がい者、児童にとっても暮らしやすい環境の整備を図るため、福祉3プラン（高齢者福祉計画・介護保険事業計画、次世代育成支援行動計画、障がい者福祉計画）の達成に向け、埼玉県福祉のまちづくり条例やハートビル法等により、人にやさしいまちづくりを推進します。

### ④町民主体のまちづくり

まちの主人公である町民の主体性のもとに、まちづくりを推進します。町民が、自らの町を良くしていこうという自発的な意志を持ち、町民と行政の協働（パートナーシップ）によるまちづくりを推進します。

### ⑤安全・安心なまちづくり

東日本大震災は、私たちに災害に備えることの重要性を強く認識させました。本町においても、住宅など建築物の耐震性の強化などに努め、震災に強いまちづくりを推進します。

また、本町は四方を川に囲まれた町であり、荒川低地に位置していることなどから、古くから河川の氾濫などに悩まされた土地柄です。そのため、堤防の強化など水害に強いまちづくりを推進します。

さらには、市街地における死角を解消するなどして、防犯の視点からのまちづくりも推進し、安全・安心なまちづくりを実現します。

### ⑥多様化する町民ニーズに対応するまちづくり

町民の生活スタイルの個性化が強まっていると考えられ、多様化する町民ニーズを的確に把握し、町民との協働の基にまちづくりを推進します。

また、圏央道川島インターチェンジの開通は、地域社会への影響も大きいことから、地域社会の変化に対応するまちづくりの推進を図ります。

### (3)将来フレーム

都市計画マスタープランを策定するにあたって、基本的な前提となる人口規模の将来の見通しについて、過去の動向を踏まえつつ、新たな人口増加の要因となる新規開発の見通しを踏まえ、設定します。

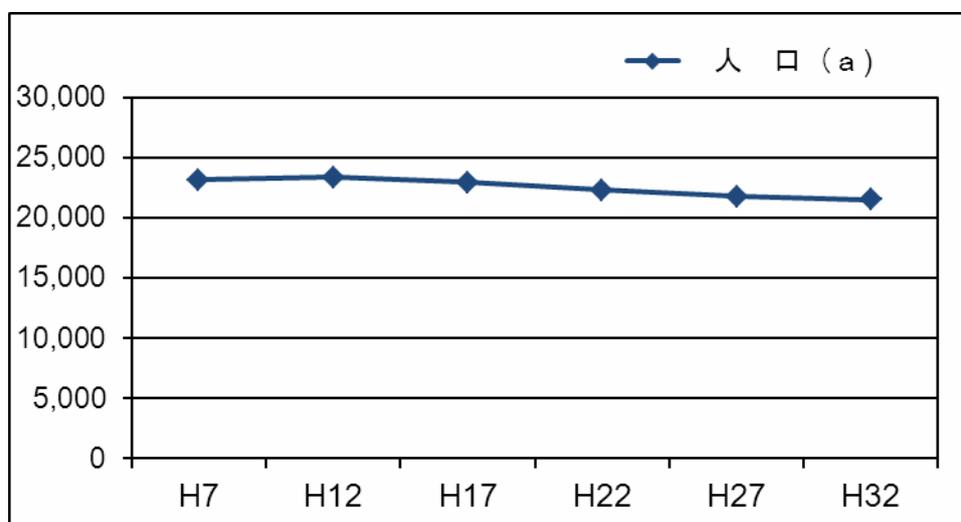
#### 人 口

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年
人 口 (a)	23,134	23,322	22,911	22,262	21,730	21,500
世帯数 (b)	6,021	6,416	6,795	7,579	7,700	7,850
a/b	3.8	3.6	3.4	2.9	2.8	2.7

#### 就業人口

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年
就業人口	12,061	12,328	11,908	11,570	11,290	11,170
第一次産業	1,676	1,349	1,068	920	850	780
第二次産業	4,736	4,700	4,308	4,050	3,830	3,680
第三次産業	5,649	6,279	6,532	6,600	6,610	6,710

図 人口フレーム



#### (4)町民参加

この計画(まちづくり)を推進していくにあたっては、町民の参加・協力が必要になります。

町民に参加・協力をしていただくためには、まちづくりに日頃から何らかの形で関わっていただく必要があります。そのために地域点検マップづくりなど、フィールドワークなどの継続的な取り組みを行っていきます。

また、生涯学習の観点からの取り組みを推進し、町民が取り組む学習活動から発展して、まちづくりへの参加へと移行していくように働きかけていきます。

(写真挿絵)

## 2 将来のまちの構造

### (1) まちの構造の考え方

まちの将来像を実現するための基本的な考え方として、将来のまちの構造を設定します。

なお、将来のまちの構造は、圏央道川島インターチェンジ開通により、大きく変化していることから、長期的視点に立ち、計画的なまちづくりを推進していく必要があります。

本町のまちの構造を把握するため、まちを構成する要素を[拠点]・[ゾーン]・[軸]の3本柱に分類してとらえます。

各要素の意味は、以下のとおりです。

**[拠点]**：多くの人が集まって活動するような場所を意味し、「産業拠点」や「公共施設」などがこれにあたります。

**[ゾーン]**：土地利用の大きな区分（土地利用的に同様な性格を持つ面的な広がり）を意味し、「住宅地」や「田園地域」などがこれにあたります。

**[軸]**：人やモノなどの移動する線的な施設を意味し、「河川」や「道路」などがこれにあたります。

(写真挿絵)

## (2)まちの構造

将来の町の構造を以下のとおり設定します。

### ①拠点

#### 業務拠点

町の中心となる拠点であり、コミュニティセンターや平成の森公園を含む地域において、業務系施設の集積を図り、あわせて町民生活の拠点として生涯学習、ふれあいの機会を提供します。

#### 産業拠点

圏央道川島インターチェンジを中心としたエリアにおいて、圏央道と国道254号が交差する地域の立地特性を生かした拠点整備を図ります。圏央道を活用した商業拠点、物流拠点、工業団地などの整備を図り、産業拠点としての性格を強く持った町の拠点づくりを図ります。

#### 水と緑の拠点

荒川河川敷を活用したビオトープによる緑地の保全、平成の森公園をはじめとした都市公園及び梅ノ木・古凍貯水池（以下、梅ノ木貯水池）等の活用による水と緑の拠点づくりを推進します。

ビオトープの整備は、貴重な自然環境を保全するとともに、広域的な利用を想定して民間飛行場との連携を図り、広域レクリエーション・レジャーの拠点とします。

梅ノ木貯水池などの水面については、特色ある公園の整備を推進します。

#### 工業拠点

既存の工業団地は、環境の保全を図りながら工業拠点としての維持を図ります。

新たに整備する工業団地や産業系12号区域などは、周辺の環境に配慮しながら整備を図り、企業の誘致を推進します。

### ②ゾーン

#### 新市街地ゾーン（まちの活力とにぎわい）

川島インターチェンジ周辺に計画している市街地の整備区域を、新市街地ゾーンとして整備を図ります。

整備にあたっては、土地区画整理事業などをはじめ各種手法を用いた基盤整備と、物流系、工業系、商業系などの企業誘致を進め、活気とにぎわいのある市街地形成に努めます。

### 市街地ゾーン（まちのおちつき）

既存の市街化区域は、秩序ある市街地ゾーンとして基盤整備を進めながら良好な都市環境の形成を図ります。

整備にあたって、住宅地は町民の生活の場として、景観を重視し、おちつきのある街並みを形成するように配慮します。

### 田園ゾーン（むらののどかさ）

農業集落や農用地などによって構成される農村地域を、のどかさのある田園ゾーンとして保全・整備を図ります。

農村集落については、屋敷林や生け垣などによって良好な環境を形成していることから、それらの保全を図るとともに、生活環境整備、新たな宅地供給などの施策を推進し、ゆとりとのどかさの中で暮らす居住スタイルを実現する場としていきます。

## ③軸

### 道路

圏央道が町の中央を東西に横断していることから、町民の生活において分断要素とならないよう都市構造の形成に配慮する必要があります。

幹線道路としては、南北方向の交通量が多いこと、また、圏央道川島インターチェンジの開通によって交通量の増加が予想されることから、交通の集積と分散を適切に行えるよう、南北方向と、圏央道の側道を含めた東西方向の道路体系の整備を図ります。

### 水と緑の軸

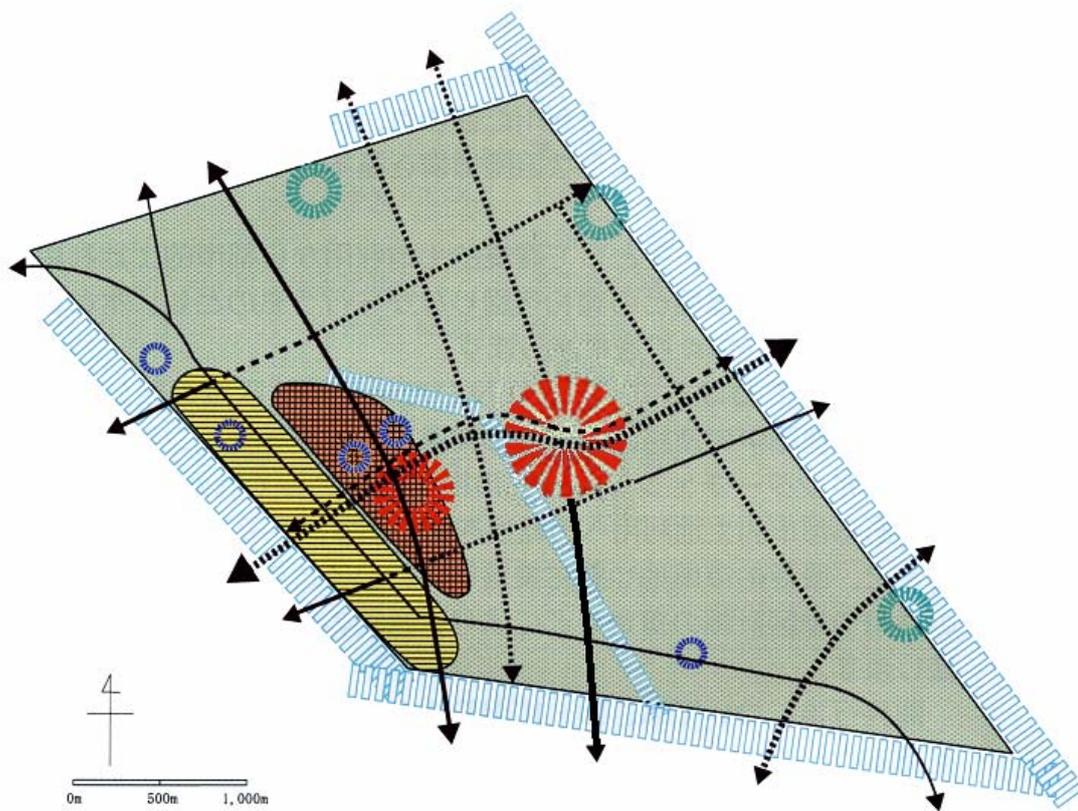
四方を川に囲まれた本町では、河川的环境保全を図るとともに自然的土地利用を図った活用の施策を推進します。

荒川河川敷におけるビオトープの整備を促進し、これを拠点とし、豊かな自然環境の残る河川空間を水と緑の軸として位置づけます。

一級河川の安藤川や横塚川については、関係機関に対し河川改修を要請し、整備を促進します。

また、河川改修に併せて川の広場（親水広場）などの整備を推進し、親水空間の軸の形成を図ります。

(図 将来都市構造図)



凡例

- |   |                      |   |           |   |              |
|---|----------------------|---|-----------|---|--------------|
|  | 首都圏中央連絡自転車道          |  | 幹線道路 (計画) |  | 町の拠点 (業務・産業) |
|  | 幹線道路                 |  | 幹線道路 (構想) |  | 水と緑の拠点       |
|  | 水と緑の軸                |  | 工業拠点      |   |              |
|  | 新市街地ゾーン (まちの活力とにぎわい) |   |           |   |              |
|  | 市街地ゾーン (まちのおちつき)     |   |           |   |              |
|  | 田園ゾーン (むらのどかさ)       |   |           |   |              |

### 3 土地利用方針

#### (1)土地利用の考え方

本町は、地味肥よくな土地を利用した水田農業を中心に発展してきたまちであり、また、四方を川に囲まれ、自然環境に恵まれたまちです。そのため、このような田園環境を基本としたまちづくりを継承していきます。

土地利用の転換、主として農業的土地利用から都市的土地利用への転換は、田園環境との調和を図りながら行うものとし、水と緑を基調としたまちづくりを推進します。

川島インターチェンジ周辺地域については、都市的土地利用に向けて計画的に開発し、秩序ある土地利用の転換を図ります。

また、既存の市街地や農村集落などにおいて、地区計画の指定などにより、きめの細かいまちづくりを推進します。

開発行為については、第5次川島町総合振興計画を基本としながら、新たな観点に立って農業振興地域整備計画を改定し、さらに地域が自主的に策定するまちづくり計画と調和のとれた土地利用へと誘導を図ります。

長期的に運用・誘導を図るもの

地区計画制度の活用 建築協定の活用 地区まちづくり計画の策定と推進 地区まちづくりルールの締結
--

(写真挿絵)

## 土地利用区分の設定

将来の土地利用	土地利用区分	現行用途地域等	現況の土地利用
市街地ゾーン 新市街地ゾーン (都市的土地利用)	①住居系地域	第一種低層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準工業地域 無指定の地区	低層住宅地、商業用地、工業用地、学校等公共施設、農地
	②物流・工業系地域	工業専用地域 無指定の地区	工業用地、農地
	③商業系地域	無指定の地区	農地
	④インター周辺 関連開発地域	工業地域 第一種住居地域 無指定の地区	低層住宅地、工業用地、学校等公共施設、公園、農地
	⑤公園・緑地系地域	都市公園 無指定の地区	公園、ため池、農地
田園ゾーン (農村的土地利用)	⑥農業系地域	無指定の地区	農地
	⑦田園居住系地域	無指定の地区	農家住宅・宅地、農地
自然的土地利用	⑧河川		河川
その他 (線的土地利用)	⑨道路	都市計画道路	道路、農地、宅地
	⑩水路		水路、小規模河川

(写真挿絵)

## (2)土地利用方針

### —都市的土地利用—

#### ①住居系地域

既存の市街化区域の住宅地については、用途地域にあった土地利用を誘導し潤いのある住環境の形成を図ります。このため、住居系用途地域の住工混在を解消するとともに、低層住宅地としての誘導を図るため、地区計画制度などの活用により調和のある緑豊かな住宅地の形成を図ります。

計画的に整備された八幡団地については、良好な居住環境が形成されており、その水準の維持を図ります。

市街化区域内の一団の低未利用地については、計画的に住宅地の整備を図り、良好な住環境の形成を図ります。

また、水路等の整備をあわせて推進し、水と緑豊かなまちを形成するとともに、雨水排水対策の充実を図ります。

#### ②物流・工業系地域

既存の工業地（工業専用地域）については、既に工場などの立地が図られており、それらの環境の保全・整備を推進します。

新たな物流・工業団地（区域）としては、主要道路沿線などへの整備を推進するほか、町の東部地域などにおいて物流・工業団地（区域）の整備や研究機関の誘致を推進します。

#### ③商業系地域

大型のショッピングセンターの進出に伴い、当地域を中心に、更に商業地を拡大し、国道254号沿道に商業集積を図ります。整備にあたっては、町並みとして統一感のある整備を図るとともに、快適性と利便性を併せ持った環境整備を図ります。

#### ④圏央道川島インターチェンジ関連開発地域

交通の利便性が高い圏央道川島インターチェンジ周辺を計画的に整備し、秩序ある都市的土地利用を図ります。

#### ⑤公園・緑地系地域

公園については、既存の公園の充実を図るとともに、町内にある川や池沼を活用した公園などの整備を図ります。平成の森公園は、コミュニティ施設や社会教育施設などと一体的な整備を図ることで、総合公園の形成を図り、バラの小径や菖蒲池に次ぎ修景池の古代ハスの池をさらなる町のシンボルとなるよう整備を図ります。

新たな公園・緑地としては、荒川河川敷に計画されているピオトープの整備を促進します。また、民間飛行場と連携を図ったレクリエーションゾーンの形成を図ります。さらに、

緑地については、既存の緑地の保全に努めるとともに、新たな開発区域には緑地の確保を図ります。

## 一農村的土地利用一

### ⑥農業系地域

本町の発展を支えてきた農地については、社会環境などを踏まえ、農業に必要な農地と田園環境を維持するのに必要な農地の保全を図ります。そのため、農地の集約化を図るなど大規模土地利用農業を推進するとともに、町の農業振興地域整備計画に基づき農地の保全を図ります。

また、小規模な農地の有効利用については、市民農園や観光農園などを整備し、農業体験の場とするなど、農地の新たな活用を図ります。

なお、新たに都市的土地利用の用地が必要になった場合は、国道254号沿道を中心に、農用地から都市的土地利用への転換を進めます。

### ⑦田園居住系地域

市街化調整区域の農村集落については、良好な景観を維持しているため、農家住宅と集落の一体的な環境の保全を図ります。また、周辺環境との調和を図った宅地化を促進します。

そのため、環境を保全しながら生活環境整備を推進するとともに、屋敷林など緑の保全のため、ガイドラインなどを検討します。また、都市計画法などに定める制度を活用し既存集落地域の活性化を図ります。

## 一自然的土地利用一

### ⑧河川

四方を囲む河川については、本町の貴重な自然資源であることから、国や県との連携を図りながら、河川改修を促進するとともに、親水空間などとして活用を図ります。

また、流域の水質の保全を図るため、関係市町村と連携を図りながら、町民の参加、協力をいただき環境保全運動を推進します。

## 一線的土地利用一

### ⑨道路

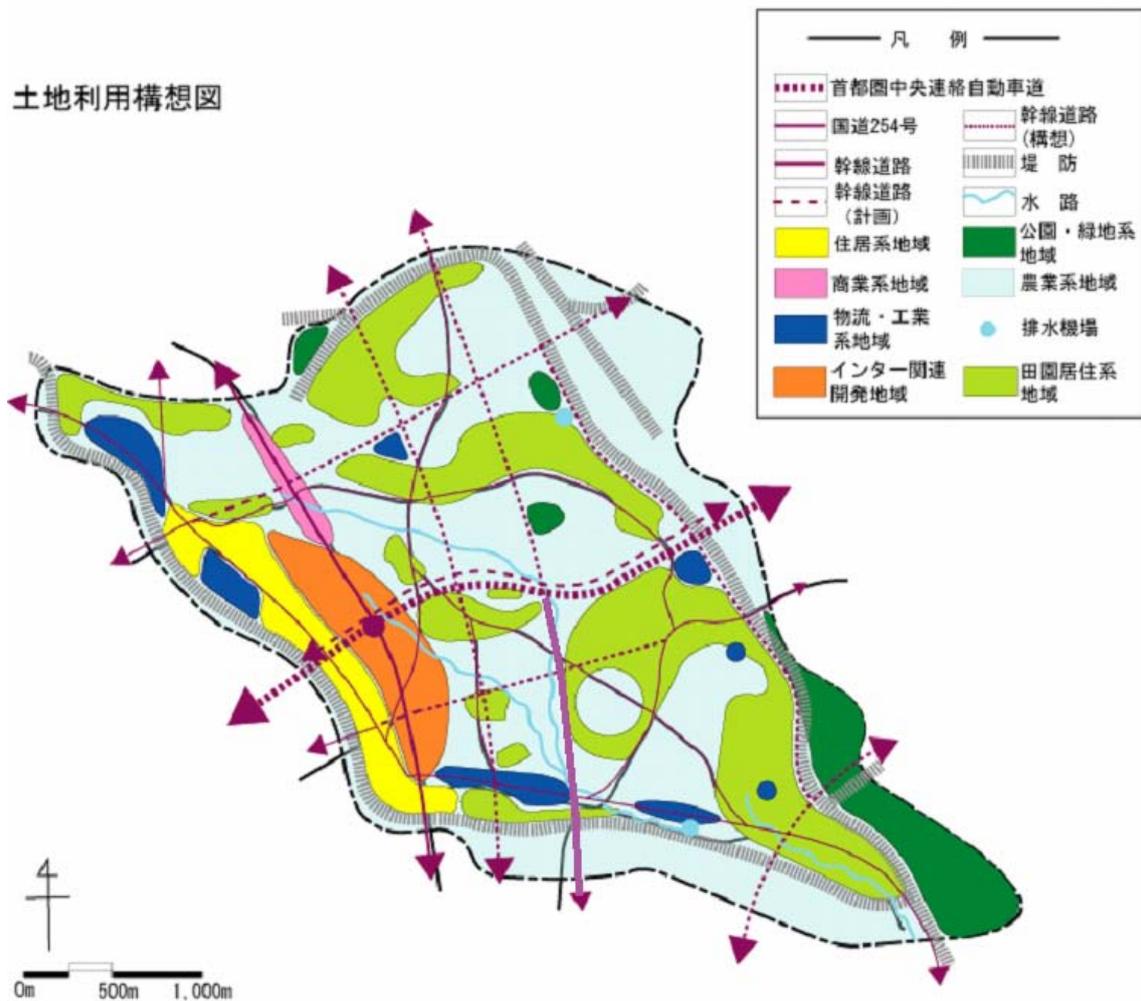
交通量の増大に対応できるようにするため、幹線道路については国道254号、圏央道の側道を骨格として、それにつながる県道の整備・拡充を要請するとともに、川越市方面と連絡する橋梁などの整備を検討します。

なお、東西方向の幹線道路整備は、本町東側の地域振興に資する道路として、整備推進に努めます。

## ⑩水路

一級河川の安藤川、横塚川などの整備を関係機関との連携を密にしながら進め、水のネットワークを保ちながら内水排除の強化を図るとともに、排水路整備により排水対策の充実に努めます。また、小河川の水質の保全や整備も図ります。

(図 土地利用構想図)



## 4 交通体系の整備方針

### (1) 基本的考え方

本町の交通は、国道254号と県道を中心に骨格が形成されています。国道254号については、片側2車線で整備が完了しています。しかし、県道の中には幅員が狭い箇所があり、歩道の整備が不十分であるため、整備推進を関係機関に要請していきます。

また、圏央道川島インターチェンジの開通に伴い、長期の道路交通体系のあり方を検討、計画を立案し、その実現をめざします。

公共交通のうち、バス路線については、路線数も本数も少ないことから、その充実を目指し、関係機関に要請していきます。

また、圏央道を利用した広域交通についても検討を進めます。

#### ・ 圏央道アクセス道路の整備推進

圏央道川島インターチェンジの利便性の向上を図るため、アクセス道路の整備を推進します。

#### ・ 道路の機能の明確化とネットワークの整備

圏央道及び国道254号、県道・側道など、幹線道路の体系的な整備と、町道を中心とした生活道路ネットワークの整備を図ります。整備に際しては自然環境など環境への配慮とバリアフリーなど福祉的配慮を行います。

#### ・ 自転車・歩行者の利用に重点を置いた道路づくりの推進

増大する自動車交通への対応を行うだけでなく、自動車の利用を抑制し、自転車や徒歩による交通を奨励します。

#### ・ 公共交通体系の整備と町内巡回バスの運行の推進

町民の移動手段として、路線バスの充実と町内巡回バスの運行改善を図り、交通利用に対して支援が必要な人への対策を推進するとともに、自動車の利用の抑制を図ります。

#### ・ 新たな交通網・交通手段の整備

高齢者や子どもなど、交通に関して支援が必要な人や、公共交通機関の空白地に対する対策として、デマンド交通や圏央道を利用した目的地直行バスの検討を進めます。

## (2) 交通体系の整備方針

### ①道路

圏央道川島インターチェンジへのアクセス道路、国・県道などの幹線道路、町道をはじめとした生活道路など、道路体系の整備を推進します。

歩行者や自転車のための道路については、公園や文化財、公共公益施設、レクリエーション拠点などを結ぶ緑道網や歩行者・自転車専用道路の整備を推進し、自動車交通との分離を進め、交通安全対策の充実を図ります。また、沿道の街路樹や植樹帯の整備に努め、緑化の推進を図ります。

- ・圏央道川島インターチェンジへのアクセス道路網の整備推進
- ・道路ネットワークの確立
- ・生活道路・避難路の整備
- ・歩行者・自転車道路の整備
- ・交通安全対策の推進

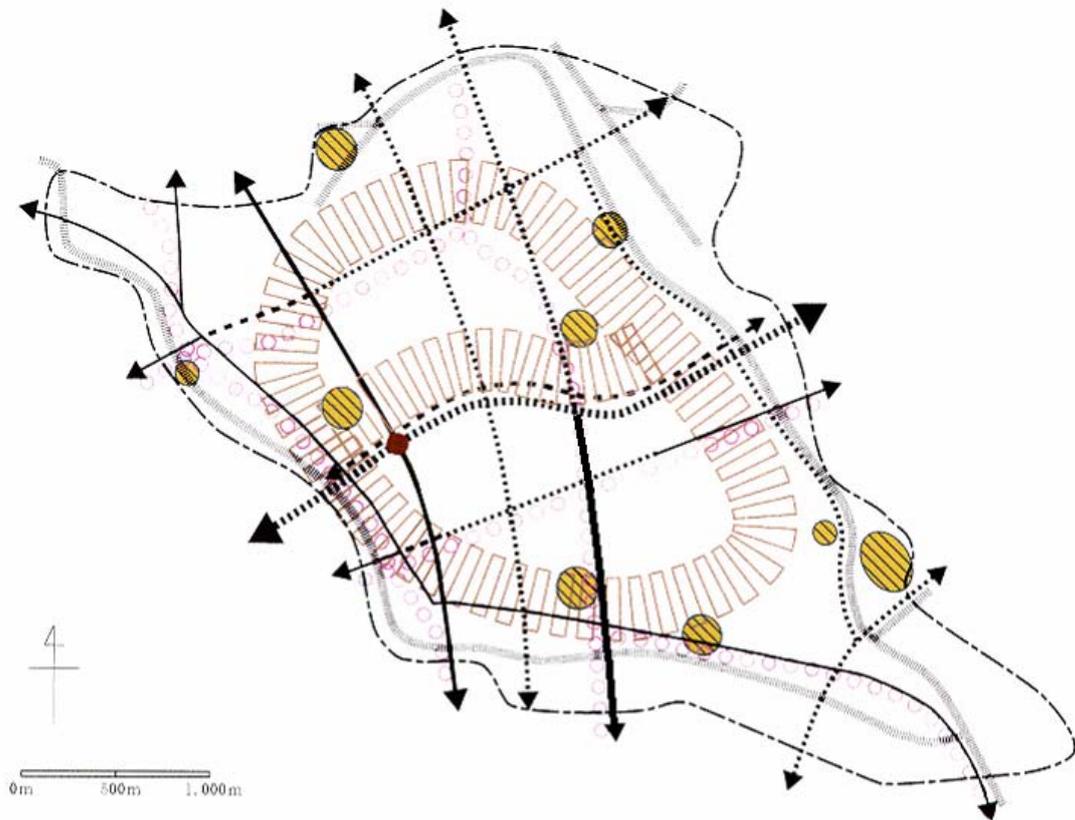
### ②公共交通

バス交通については、利便性の向上の観点から路線数や便数の拡充を促進するとともに、子どもや障がい者、高齢者などの移動手段として、バリアフリーの観点からその充実を図ります。

二酸化炭素の排出などによる地球温暖化対策の一環として、自動車交通の削減を図るためにも、公共交通機関の充実を図るとともに、新しい交通システムの導入を検討します。

- ・バス路線網の充実
- ・バスの本数増・運行時間の拡大
- ・駐輪場とバス停留所の一体的な整備
- ・公共施設の利用を促進する町内巡回バス路線の整備、改善
- ・デマンド交通や圏央道を利用した目的地直行バスの検討

(図 道路・交通網計画)



- 凡 例 —
- |  |   |
|--|---|
|  首都圏中央連絡自動車道  |  路線バス    |
|  国道254号       |  町内巡回バス  |
|  幹線道路         |  バスターミナル |
|  幹線道路<br>(計画) |  公共施設等   |
|  幹線道路<br>(構想) |   |
|  堤防           |   |

## 5 水と緑の整備方針

### (1) 基本的考え方

本町を取り囲む河川によって形成されている自然環境は、本町を特徴づけるものであり、その保全・活用が求められています。荒川河川敷でビオトープの整備が進められており、その推進が課題です。

小規模河川については、親水空間としての整備を推進しており、併せて流量維持に努め、生活空間にうるおいをもたらす環境づくりが求められています。

池沼については、農業との調和を図りながら、町民の憩いの場としての活用が求められています。

河川や池沼など水環境の保全を図るため、公共下水道、合併処理浄化槽等の整備とその機能の維持管理が求められています。

平成の森公園をはじめとした拠点となる公園及び身近な公園の整備が求められています。

#### ・ 四方を取り囲む河川を町の誇れる特徴として大切にしていきます

四方を取り囲む河川の自然環境は、本町の誇れる原風景でもあることから、生態系を含めた環境の保全を関係機関に要請していきます。

#### ・ 広大な自然的環境の中にビオトープや親水空間など、憩いの場を整備、推進します

荒川河川敷を活用したビオトープの整備促進と入間川河川敷の緑地の保全を進めていきます。隣接する民間飛行場との連携を進め、レクリエーション拠点化を促進します。

#### ・ 町民の原風景として大切な農用地や農村集落の保全を図ります

田園環境は町民の原風景ともなっており、その保全を図ります。

### (2) 水と緑の整備方針

#### ① 河川・池沼

四方を囲む河川は豊かな自然環境を形成しており、その保全を図ります。ビオトープなどとして整備促進を図るとともに、河川改修に際しては、多自然型の工法による整備を促進して治水対策の充実に努めます。

町内を流れる小規模河川については、雨水排水の充実のため、河川改修を推進するとともに桜づつみやポケットパーク、親水空間など水辺環境の整備を図ります。また、流量の維持に努めます。

池沼については、農業用貯水池としての利用を維持しつつ、地域活性化のための資源として新たな活用を検討します。

- ・ 一級河川の保全と活用
- ・ 小規模河川の整備
- ・ 池沼の活用
- ・ 河川空間の親水化
- ・ 河川環境の保全
- ・ 水質の保全
- ・ 流量の維持

## ②公園・緑地

平成の森公園及び堤外河川敷、池沼を活用した公園などにより、公園・緑地の核づくりを進めます。また、面整備などにあわせて身近な公園の整備を進めます。

これらの公園・緑地をネットワーク化するため、河川空間等を利用した緑豊かな河川整備や道路の緑化などを進めます。

- ・ 平成の森公園を核とした緑のネットワークの形成
- ・ 梅ノ木貯水池の公園化
- ・ ビオトープの整備促進と民間飛行場との連携
- ・ 住区基幹公園の整備
- ・ 桜つつみ・川の広場・ポケットパークの整備
- ・ 屋敷林等の保全

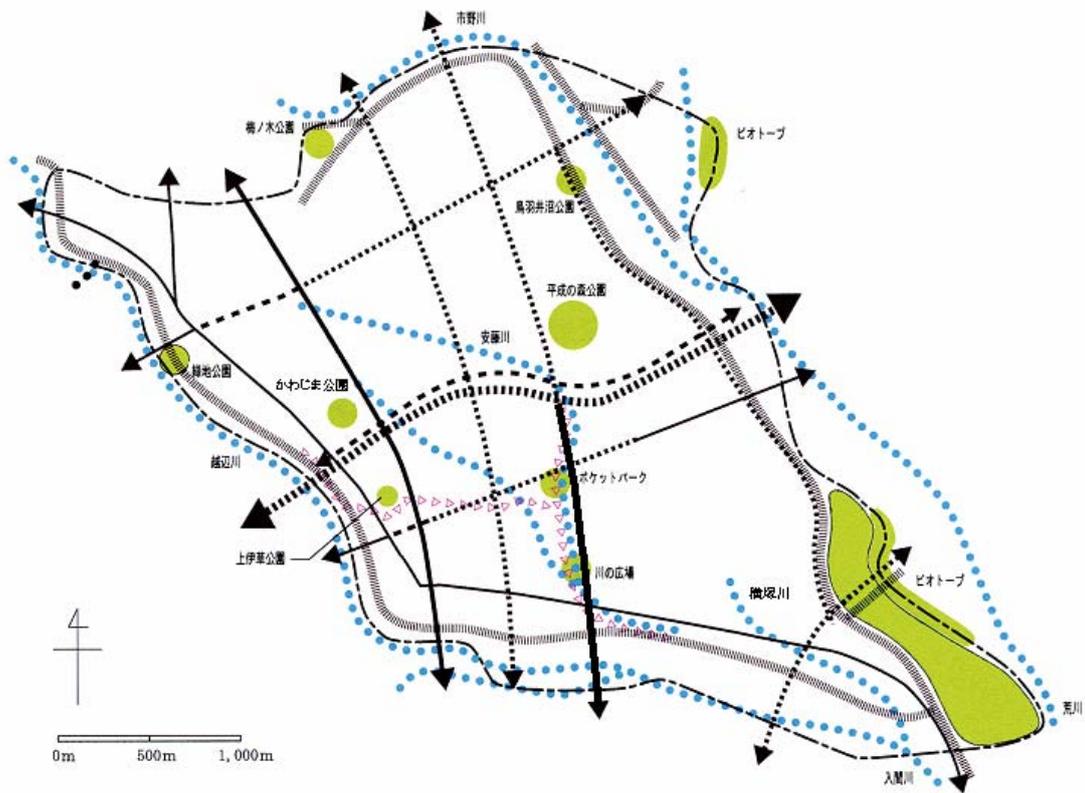
## ③下水道

汚水認可区域の整備は概ね終了したため、公共下水道施設の維持管理を充実させるとともに、処理区域の水洗化率100%達成を目指します。また、公共下水道整備区域外については、合併処理浄化槽の設置を促進するとともに維持管理の徹底を図ります。

雨水認可区域については、市街化区域の浸水対策の充実を図るため、主要な雨水幹線の整備を計画的に進めます。

- ・ 公共下水道施設の維持管理の充実
- ・ 合併処理浄化槽の設置・維持管理の促進
- ・ 雨水幹線の整備推進

(図 水と緑の構想図)



## 6 ふるさと景観の形成方針

### (1) 基本的考え方

景観法の制定に伴い、その基本理念に即した県の景観計画に基づき都市部・農村部それぞれに対する良好な景観の形成を促進する必要があり、総合的、体系的な緑化の推進のため、その基本となる緑化推進計画を策定し、質の高い緑豊かなまちづくりを図ります。

市街地においては、計画的な整備が行われた八幡団地と川島インター産業団地は、良好な環境・景観を形成しており、その保全のため、地区計画制度を運用し、成果をあげています。一方、基盤が未整備なまま市街化が進んだ地区においては、防災面や景観的にも改善が必要となっています。

伊草神社の叢(もり)(境内林)など、市街地にあって良好な景観を保持し、町民の生活にうるおいを与えている環境については、その保全が求められています。

桜つつみの適正な維持管理を図るとともに、特色ある地域景観づくりとして継続が求められています。

農用地及び集落によって形成される良好な田園環境や、四方を取り囲む河川と良好な水辺環境は、町民の原風景となっており、総合的な保全対策が必要です。

#### ・市街地における景観形成の方針づくりとその推進

既存の市街地は、小規模な開発が進んだため、住宅地として良好な景観を形成しているとは言い難い状況です。

総合的、体系的な緑化の推進のため、その基本となる緑化推進計画を策定し、町民と協力の基に、長期的な展望にたって公共空間の確保や緑化の推進に努め、良好な住環境を創出する必要があります。

#### ・農用地と集落からなる田園環境の保全

田園景観を保全するには、農業が生業として成り立ち、生産活動が行われていく必要があることから、農業振興との連携を図りながら、景観保全に努めます。

#### ・河川環境の保全

四方を取り囲む河川は、それ自体が良好な景観を保持しているだけでなく、本町の農業の源として田園景観をも育んでいることから、その保全を図ります。

### (2) ふるさと景観の整備方針

#### ①市街地

水と緑豊かなふるさと景観の形成を図るため、市街地を流れる小規模河川の親水空間化を進めるとともに、個々の宅地の緑化を促進します。

また、緑環境や歴史的環境など、地域の資源を生かしたまちづくりを推進します。  
そのため、地区計画制度や緑化協定制度などの普及を図ります。

- ・土地区画整理事業や地区計画制度などによる市街地環境の形成
- ・市街地における水と緑の整備方針の確立
- ・生垣の整備・宅地内緑化の促進、保存樹木・保存樹林の指定
- ・川島インターチェンジ周辺の景観形成（地区計画などによる誘導）

## ②田園

田園地域のふるさと景観は、屋敷林のある農家住宅とその連たんによって形成される緑豊かな集落景観、さらには一面に広がる農用地であり、これらの一体的な保全を図ります。

宅地整備をはじめとした土地利用の転換などを行う際には、周辺の環境と調和した整備を行うものとし、そのためのルールづくりを推進します。

- ・農業振興策の推進による一団の農地の保全
- ・屋敷林・寺社林の保全及び保存樹木の指定
- ・地区計画などによる田園景観の保全
- ・圏央道周辺の景観整備の推進

## ③河川等

ふるさと景観にふさわしい河川として多自然型による整備を進めるなど、緑豊かな河川環境の整備を図ります。また、小規模河川において安定した水量の確保を図ります。

- ・四方を取り囲む河川の保全と活用
- ・小規模河川・用排水路等の多自然型整備の推進
- ・河川・用水路の水量の確保

## 7 生活文化施設の整備方針

### (1) 基本的考え方

市民の多様な生活文化を支える施設体系の確立が課題となっています。そのため、施設の有効利用、複合化・適正配置や、必要に応じて新たな施設の整備が求められます。

#### ・ 公共施設等整備構想の確立と計画的な整備

施設整備について、その考え方を明らかにした公共施設整備構想を策定し、新たな施設の計画的な整備や既存の施設の有効利用と適切な維持管理を図ります。

#### ・ 公共施設の利用方策の確立

施設が有効に利用されるためには、アクセス手段の確保が不可欠であり、公共的な方法による交通の確立を図ります。

#### ・ まちづくり生涯学習拠点の充実（既存施設の有効利用など）

市民主体のまちづくりを支援するため、会議や学習活動、情報提供の拠点として、川島町コミュニティセンター及びふれあいセンターフラットピア川島の拠点機能の充実を図ります。

### (2) 生活文化施設の整備方針

基本的な生活圏と全町を対象とした施設整備の考え方に基づき、施設の集積によるメリットなどをふまえ、施設拠点を位置づけます。現在は分散している施設についても建て替えを契機にして、施設拠点の形成を図ります。

また、施設の有効利用を図るため、移動手段の確保を図ります。

#### ① コミュニティ・教育・文化施設

身近な生活圏における施設の配置を進めます。

コミュニティセンターを核として、全町的なコミュニティ・教育・文化施設の集積を図り、“生涯学習拠点”の形成を図ります。

- ・ まちづくり生涯学習拠点の充実
- ・ 学校施設の整備充実
- ・ 図書館・公民館の整備・充実

#### ② 保健・医療・福祉施設

保健センターや医療機関については、バス交通などによる移動手段を確保し、利便性の向上を図ります。福祉施設については、身近な生活圏における施設の配置を進めます。ノ

ーマライゼーションの考え方に基づき、住み慣れた地域で暮らせるよう施設整備を図ります。

- ・福祉施設の体系的整備（児童、障がい者、高齢者）
- ・医療機関の整備促進

### ③産業施設

既存の工業団地については、周辺地域の土地利用との整序を図りつつ、その環境の保全を図ります。

川島インター産業団地及び周辺地区の整備・拡充を図り、工業・物流拠点や商業拠点などの充実を図ります。

また、東部地域において、工業団地等の整備を検討します。

- ・川島インター産業団地及び周辺地区における工業・物流拠点及び商業拠点の整備推進
- ・東部地域への工業団地の整備推進

### ④環境施設

環境施設については、循環型社会の形成を推進するとともに、そのための町民参加型の環境施策の推進を図ります。

なお、これらの施策を総合的に推進するため、「川島町環境保全条例」の策定を進めます。

また、生活排水・雨水排水施設の計画的な整備を図るとともに、既存施設の維持管理の充実を図ります。

- ・ごみ処理施設等の維持管理の充実
- ・公共下水道施設、合併処理浄化槽の整備・維持管理の充実
- ・再生可能エネルギーの導入促進
- ・省エネ・省資源対策の推進

### ⑤防災・防犯対策

防災施設については、水害や震災への対処として、河川改修や公共施設等の耐震整備などを進めます。また、防災倉庫の整備を推進します。

防犯施設については、防犯灯のLED化等の整備推進などに努めます。また、地域コミュニティの振興とともに、コミュニティ単位での防災・防犯体制を強化するなど、地域ぐるみによる安全、安心のまちづくりを進めます。

- ・建物の耐震化推進
- ・河川の整備・堤防の整備
- ・防災倉庫の整備
- ・自主防災組織の充実

# 第3章 地域別構想

## (1) 地域区分の考え方

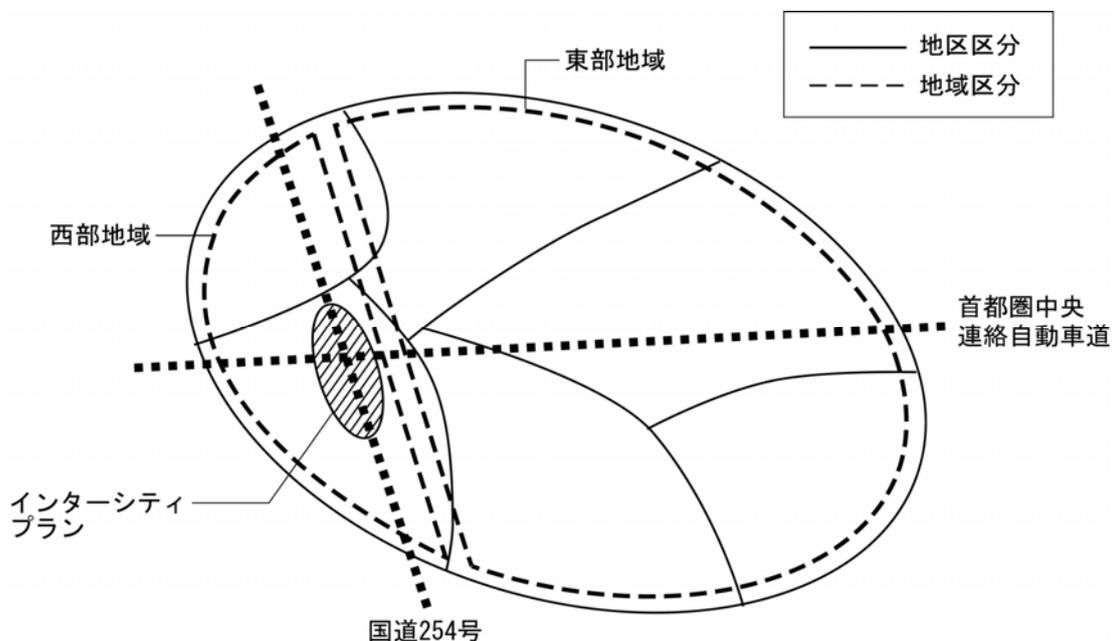
本計画では、地域区分を東西の2地域とします。

西部地域は、既存の市街化区域を含む地域で、かつ圏央道川島インターチェンジが開通し、その周辺整備計画を推進している地域です。また、本町の市街地のほとんどを占め、計画的な市街地整備を行い、秩序ある都市的土地利用が課題となっている地域です。

東部地域は、国道254号の東側で、北を市野川、東を荒川、南を入間川に接しており、ほぼ全域が市街化調整区域で、田園環境を保全しつつ、自然環境と調和のとれたまちづくりを推進する地域です。地域内には、平成の森公園やコミュニティセンターなど行政サービス機能が集積しており、町の業務核の形成が課題となっています。また、荒川河川敷を活用したビオトープの整備が進められているほか、民間飛行場があるなど、広域的レクリエーション機能を有しています。これらを活用しながら、地域の活性化を考えていく必要があります。

なお、この地域別構想の地域区分は、まちづくり（都市計画）のための地域区分であり、コミュニティ振興のためのものではありません。コミュニティの単位としては、集落、旧村の区域を基本として考えていく必要があります。

(図 地域区分図)



## (2) 西部地域整備構想

### ①地域の概要

西部地域は、西は越辺川から東は国道254号沿道までを含む南北に細長い地域です。本町の市街化区域すべてを含み、もっとも都市的土地利用の進んでいる地域で、人・住宅が集積しています。比較的都市化が進んでいますが、町指定の民俗文化財（無形）である伊草獅子舞があるなど、農村地域として発展してきた本町の文化を伝承しています。

市街地は、旧国道254号沿道を中心に広がっていますが、無秩序な開発が多く、そのため、大雨の時の冠水被害等に対する計画的な整備が必要となっています。また、その他の市街地では、公共下水道の污水管は概ね整備が完了しているものの、道路や公園、公共下水道の雨水排水管などの生活基盤施設が整っていないため、総合的な生活環境整備が課題となっています。

本地域の特長として、埼玉県企業局が整備した八幡団地は、住宅団地と工業団地がセットで開発された団地で、良好な環境を維持しているほか、住宅団地については、「八幡地区地区計画」が導入され、将来にわたって良好な環境が保全されています。また、圏央道川島インターチェンジが開通し、川島インター産業団地が整備され、川島インター周辺は、工業・物流拠点及び商業拠点のさらなる整備推進が必要です。

### ②西部地域のまちづくりの目標

川島インターチェンジ周辺と既存の市街化区域との間を含む一帯で産業の拠点などまちの活性化のための「インターシティプラン」により、都市的土地利用への計画的な転換を推進しています。しかし、既存の市街化区域内では低未利用地が残されており、住工混在の土地利用の解消など土地の有効かつ快適な環境の創出に向けた利用を推進することが課題となっています。また、インターシティプランの事業化にあたっては、民間活力を導入することも必要となっています。

市街地周辺の田園地域や河川環境は、うるおいのある空間を保持しており、これら田園環境を大切にしまちづくりを推進していく必要があります。

### ③西部地域のまちづくり方針

本地域の将来の市街地像は、『都市のにぎわいと魅力あふれる交流拠点』とします。

インターシティプランの推進による産業核の形成とにぎわいのあるまちづくりを推進します。また、コミュニティ活動が活発に行われるほか、農業や商業、観光などで、町民相互だけでなく多様な交流も活発に行われるまちづくりを推進します。

まちづくりの基本的考え方

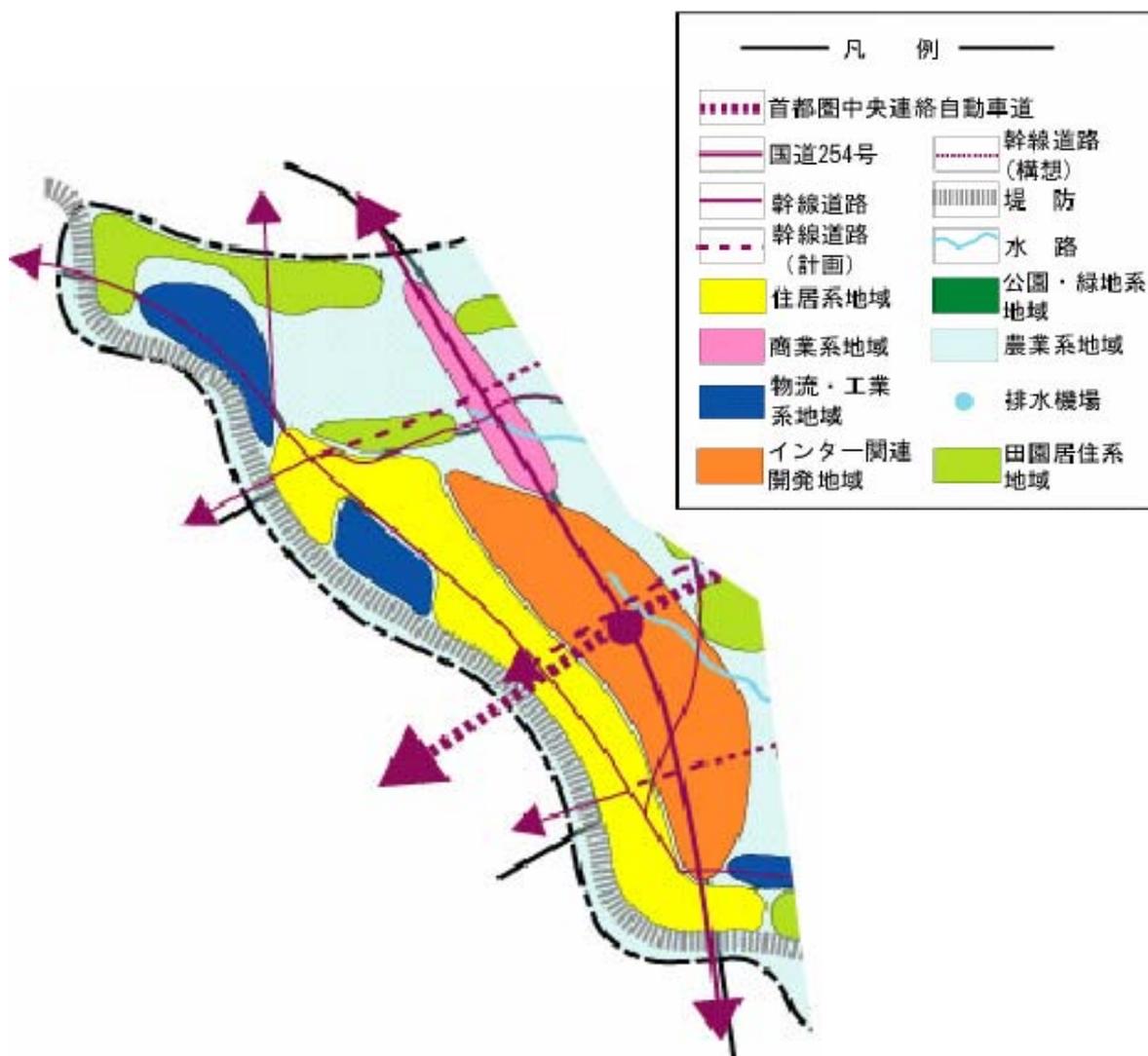
- ・インターシティプランの推進
- ・産業核の形成
- ・既存市街地の再整備

- ・都市計画道路など骨格形成
- ・自然環境との調和
- ・災害に強い都市基盤の整備
- ・交通基盤の整備

#### ④地域別人口フレーム

本地域では、既存の市街化区域における低未利用地の有効利用や川島インター周辺の開発を推進していきますが、少子高齢化により若干の人口減少が想定されます。

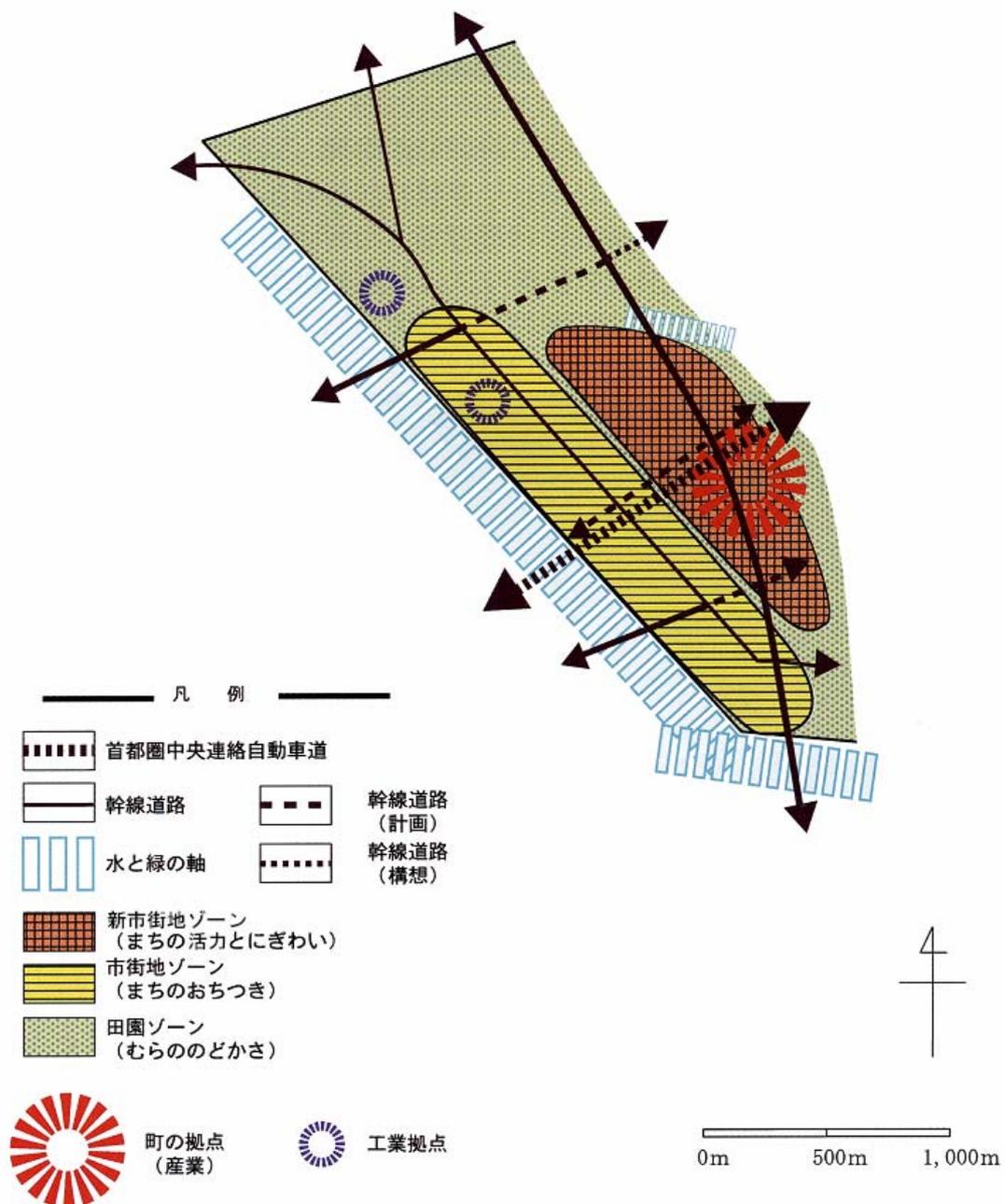
(図 西部地域構造図)



⑤地域別整備構想図

(図 西部土地利用方針図)

西部地域構造図



### (3) 東部地域整備構想

#### ①地域の概要

東部地域は、北を市野川、東を荒川、南を入間川に接し、西は国道254号までの地域で、ほぼ全域が市街化調整区域です。人口の集積はみられず、減少傾向にあり、人口の定着を目指したまちづくりが求められています。このため、宅地化の推進が求められています。

この地域は、国指定の重要文化財である廣徳寺大御堂や江戸時代の三代将軍家光公が観桜を楽しんだ養竹院、国の登録有形文化財に指定された遠山記念館など、歴史的な文化財や建築物があり、地域の活性化や観光化を図る資源として活用する必要があります。また、農村集落には、社寺など歴史的環境と文化が残されており、地域コミュニティを保持していく仕組みとしてこれらの継承を図っていく必要があります。

本地域の特徴として、コミュニティセンター周辺に平成の森公園、町民会館、図書館、グラウンド、武道館、中学校、保育所、障がい者授産施設、医療施設、などの生活文化施設が集積しています。また、民間飛行場周辺は、広域レクリエーション拠点として活性化が期待されます。埼玉県中央防災基地は、非常時における県全体の支援体制の拠点として整備が完了しており、その役割が期待されています。

#### ②東部地域のまちづくりの目標

土地利用のほとんどは水田を中心とした農地と、荒川、入間川、市野川などの河川空間の自然環境であり、集落については、自然堤防上に発達し、農業の振興と自然を生かしたまちづくりによる地域活性化が課題となっています。

この地域には、市街化調整区域の地域振興のため産業系12号区域の指定がされているほか、工業団地の整備が求められています。

道路については、東西・南北方向の幹線道路の整備が課題となっています。地域活性化のため、国道254号及び圏央道の側道と連絡する道路や周辺都市と連絡する道路が不十分であり、利便性を高める上から、幹線道路の整備が課題です。

公園については、平成の森公園が整備されており、町全体の中心的な公園として活用されています。また、既存の梅の木貯水池などの農業用貯水池を活かした水と楽しむ公園づくりが求められているとともに、子どもの遊び場として集落内の公園の整備が望まれていることから計画的な公園整備が課題となっています。さらに、荒川河川敷を活用したビオトープの整備が進められており、広域的なレクリエーション拠点として整備を促進する必要があります。特に、民間飛行場などと連携し、これらを地域活性化に役立てていく必要があります。

生活排水については、公共用水域の水質の保全、農業用水の水質保全などのため、合併処理施設の設置及び適切な維持管理が課題となっています。また、雨水排水対策は本地域の重要課題であることから、河川の整備を推進し、排水機能の強化を図ります。

本地域の原風景ともなっている田園地域や河川環境は、うるおいのある空間を保持しており、これら田園環境を生かしたまちづくりを推進していく必要があります。

### ③東部地域のまちづくり方針

本地域の将来の地域像は、『田園環境豊かな人と物の交流する地域』とします。

本地域の北側には、業務核の形成を図るとともに、社会的な地域活性化を図る拠点の活用を進めます。

生活環境の総合的な整備を推進するため、道路・交通体系や河川の整備、宅地化の推進などを行います。

地域の活力を創出するために、その基盤となる産業の活性化を促進します。

また、地域全体が豊かな田園環境の中で、その主要な要素である河川、水辺を生かした公園などを整備し、心身のリフレッシュができる「ホッ」とする地域とするとともに、特に本地域の南側では、ピオトープの整備を進め、広域レクリエーション拠点の形成を図り、人の交流を活発にします。

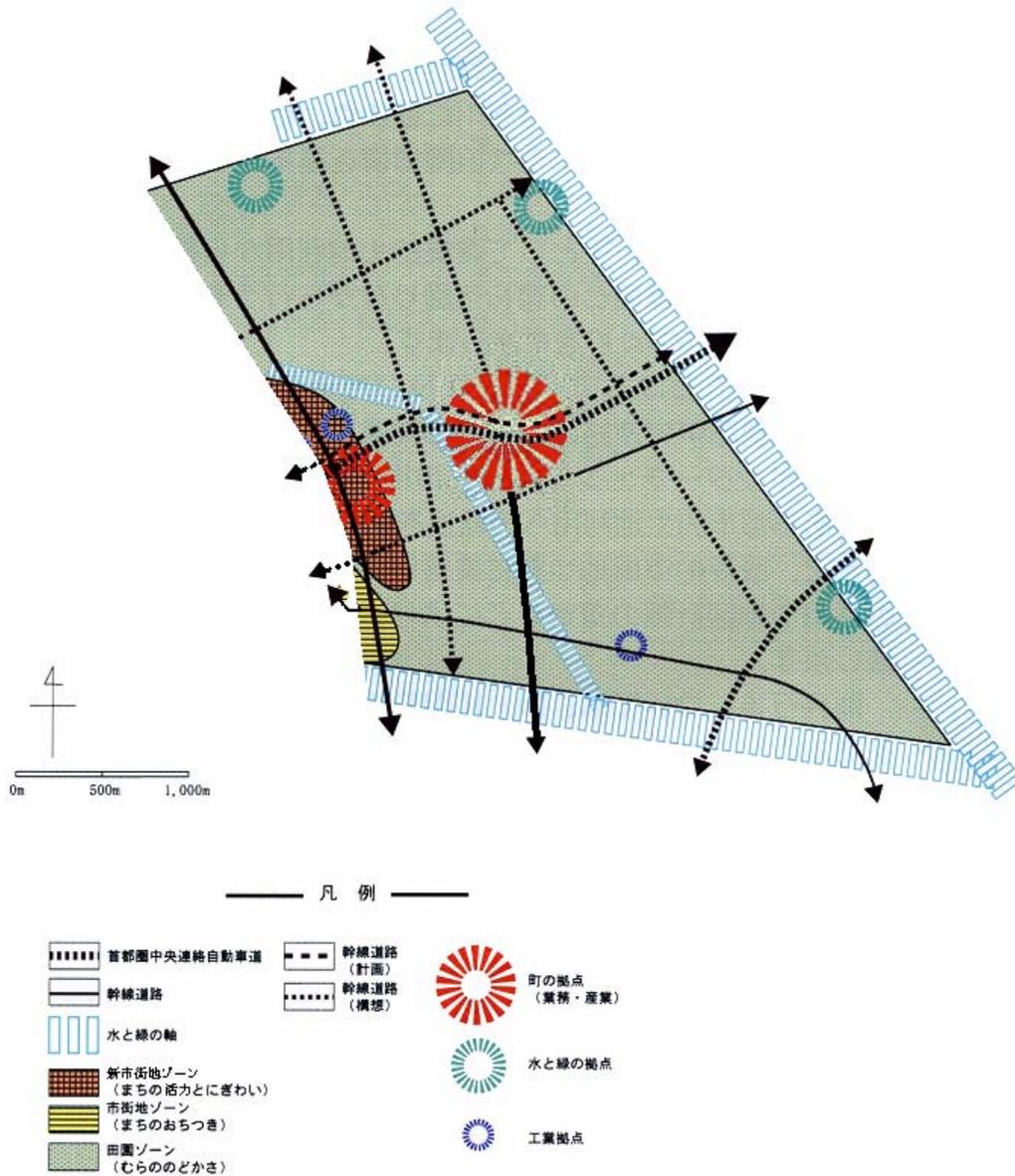
#### まちづくりの基本的考え方

- ・行政サービス拠点の形成
- ・広域レクリエーション拠点の形成
- ・埼玉県の防災拠点としての役割
- ・周辺都市と連絡する幹線道路の整備
- ・東西方向の主要幹線として圏央道側道の活用
- ・集落地域の総合的な生活環境整備
- ・宅地供給による人口定着の促進
- ・原風景となっている自然環境・田園環境の保全
- ・緑の骨格となる河川・公園の保全・整備
- ・先端技術の導入と高付加価値化による農業振興

#### ④地域別人口フレーム

本地域でも、少子高齢化により若干の人口減少が想定されます。

(図 東部地域構造図)



⑤地域別土地利用構想図

(図 東部地域土地利用構想図)



## 第4章 まちの将来像実現のために

まちづくりを推進するため、町民参加を推進すること、戦略的な取り組みを行うこと、優先順位を明らかにすること、などを整理します。

### 1 町民参加の推進

まちづくりを推進するためには、地域住民のまちづくりへの主体的な参加が必要です。都市計画マスタープランを策定するにあたって組織した6地区の「まちづくり協議会」は、その第一歩となるものです。このような取り組みを引き続き推進していきます。

また、町民がまちづくりに参加を進めるためには、まちづくり学習が必要です。地域のことを認識し、課題を見つけ、その解決方法を検討し、実施していく、このようなまちづくりの一連の流れを学習していただくために、生涯学習と連携し、まちづくり学習を推進していきます。

#### (1)地区まちづくり協議会の活性化

地区まちづくり協議会の活性化を図り、まちづくりの主体として育成していきます。また、活動を支援するとともに、地区において調査・研究を行う認定団体へと発展を図ります。

また、新たな任意まちづくり協議会活動の促進を図ります。

#### (2)まちづくり学習の推進

町民が地域の主人公として地域社会づくりに参画することを目的として活動する生涯学習と連携して、地区まちづくり学習を推進し、まちづくりサークルの組織化・育成を図ります。また、まちづくりは、学習活動の総量に比例して活性化するとの考えのもと、積極的なまちづくり学習の促進を図ります。そのため、まちづくり出前講座などの設置を推進します。

## 2 重点推進項目の検討

本町におけるまちづくりの重点推進項目として、7項目を位置づけます。

### (1) インターシティプラン（産業核など）の整備推進

圏央道川島インターチェンジの開通に伴い、川島インター北側に土地区画整理事業による川島インター産業団地を整備し、企業誘致を行いました。川島インター産業団地が、当町の地域活性化の拠点や広域的な産業の核となるよう、今後もさらなる土地利用を推進し、企業誘致を図る必要があります。

また、秩序ある土地利用を図るためにも早急に周辺土地利用計画を決定し、あわせて基盤整備事業を推進する必要があります。

### (2) ビオトープの整備促進

荒川河川敷を活用するビオトープは、豊かな自然環境を保全しつつ都市住民に自然体験の場を提供するものであり、その早期整備を関係機関に要請していきます。また、入間川河川敷国有地の有効利用と緑地の保全を図り、民間飛行場を含めて、町独自の関わり方を研究するとともに、農業と連携したまちづくりを推進します。

### (3) 河川の整備促進

四方を囲む河川については、本町の貴重な自然環境であることから、国や県との連携を図りながら河川改修を促進するとともに、親水空間やレクリエーションゾーンなどとして活用を図ります。

また、流域の水質の保全を図るため、関係機関と連携を図りながら町民の参加による環境保全運動を推進します。

### (4) 商業集積の推進

大型ショッピングセンターの進出に伴い、当地域を中心とした商業地域を整備・拡大し、国道254号の沿道に商業施設の集積を図ります。

整備にあたっては、街並みとして統一感のある整備を図るとともに、快適性と利便性を併せ持った環境整備を図ります。

### (5) 業務核の整備推進

平成の森公園やコミュニティセンターの立地している地域は、町の核として、また、まちづくりの拠点として整備を推進します。

## (6)市街化区域のまちづくりの推進

低未利用地が多く残された地区については、良好な市街地環境を形成するため、計画的なまちづくりを推進します。

このため、地区住民による主体的なまちづくり活動の支援に努めます。

## (7)東部地域工業団地の整備推進

東部地域活性化のため、工業団地の形成を推進し、東部地域から圏央道や国道254号へのアクセス道路の整備などを進め、立地ポテンシャルを高めます。

表 重点推進項目

重点推進項目	テーマ
圏央道川島インターチェンジを活用した周辺整備の推進	インターシティプランの整備推進
民間飛行場などに関連したビオトープの整備	ビオトープの整備促進
親水空間の整備や水質保全の推進	河川の整備促進
商業地域の整備・拡大・集積	商業施設集積の推進
コミュニティセンターや平成の森公園周辺の整備の推進	まちづくりの拠点としての整備推進
市街化区域内低未利用地の有効利用	市街化地内のまちづくりの推進
東部地域活性化のための地域開発	東部地域工業団地の整備推進

(写真挿絵)

### 3 地区計画等の策定方針

#### (1)八幡地区地区計画（環境保全）

計画的な整備が行われ、良好な環境を保持している八幡地区においては、既定の地区計画制度に基づき、良好な環境の維持を図ります。

このため、地区住民による主体的なまちづくり活動の支援に努めます。

#### (2)川島インター産業団地地区計画

本地区は、川島インターチェンジ北側の新市街地であり、インターチェンジ周辺という交通の利便性を生かしつつ、産業拠点にふさわしい工業団地、物流拠点の形成、周辺の農地等と調和する田園産業都市の形成を図ります。

#### (3)中山地区及び伊草地区

既存の市街地については、地区計画制度の適用を推進して良好な市街地環境の形成・維持を図ります。

また、新たに整備する新市街地については、地区計画制度の適用により事業手法を誘導し、良好な市街地環境の形成を図ります。

#### (4)集落整備地区

市街化調整区域の集落地域においては、地域社会の継続維持を図るため、一定の宅地供給を進める事業を推進します。また、地区計画制度の適用を図り、秩序ある田園住宅地の形成を図ります。

(写真挿絵)

## 4 都市計画・都市計画事業の位置づけ

### (1) 町独自の土地利用計画策定

まちづくり協議会など地区住民の協議に基づく小規模単位の詳細な土地利用計画を策定し、その推進を図ります。

### (2) 都市施設の整備

#### ① 圏央道アクセス道路の整備

圏央道川島インターチェンジや国道254号へのアクセス道路を整備することで、利便性の高い町内幹線道路体系の確立を図ります。

#### ② 都市計画道路の整備、見直し

都市計画道路3.5.22伊草戸守線、3.5.23堀ノ内柳ノ下線、3.5.24吹塚南園部中山線などの整備を促進するとともに、都市計画決定後かなりの年月が経過し、実情に即しない道路計画については見直しを図ります。

#### ③ ビオトープの整備

自然体験を中心とした広域レクリエーション拠点であるビオトープ整備促進を図ります。また、地域の活性化に資するよう町として、周辺地域を含めた地域振興策の確立を図ります。

#### ④ 水路の整備

幹線水路である一級河川の安藤川、横塚川などの整備を進め、水のネットワークを保ちながら内水排除の強化を図るとともに、排水路の整備により排水対策の充実に努めます。

また、小河川の水質保全や親水空間としての整備も図ります。

#### ⑤ 公園の整備

市街化区域においては、住区基幹公園の整備を推進するとともに、その他の地域では、水辺を活かした特色ある公園の整備を検討します。

#### ⑥ 下水道の整備

公共下水道については、その維持管理の徹底を図るとともに、市街地の拡大に合わせた下水道の整備を推進します。

また、市街化調整区域においては、汚水処理の徹底を図るため、合併処理浄化槽の設置、適切な維持管理などを推進します。

#### ⑦雨水排水路の整備

雨水排除の徹底を図るため、雨水排水路の整備を推進します。

### (3)面整備の推進

#### ①土地区画整理事業の推進

市街地および川島インターチェンジ周辺地域においては、土地区画整理等を推進します。

#### ②地区計画の適用

まちづくりを推進する地区においては、地区計画の適用を推進します。

## 5 整備プログラム

まちづくりの整備計画を短期及び長期のスパンに区分し、プログラムを設定します。短期は、第5次川島町総合振興計画の期間で、平成27年を目標とし、長期は、その後の5年間で平成32年を目標とします。

それぞれ、事業の推進を以下の通り位置づけます。

表 まちづくりのプログラム

事業	主体	短期	長期
地区まちづくり協議会活動	住民	○	○
まちづくり学習の推進	住民	○	○
インターシティプランの整備推進	町、民間	○	○
集落地域の整備推進	町、住民	○	○
ビオトープの整備促進	国	○	○
河川の整備促進	国	○	○
土地区画整理の推進	町、住民、 民間	○	○
圏央道アクセス道路の整備促進	国、県	○	
幹線道路の整備推進	県、町	○	○
公園の整備推進	町	○	○
公共下水道（汚水）の整備推進	町	○	
公共下水道（雨水）の整備推進	町	○	○
工業団地の整備推進	町、民間	○	